2018年10月1日発行（毎月1回1日発行）第18巻第10号（通巻522号）

LIBRA

2018年10月号

〈特集〉

AIに関する法的論点と弁護士実務への影響

〈インタビュー〉

パーソナルスタイリスト 政近準子さん

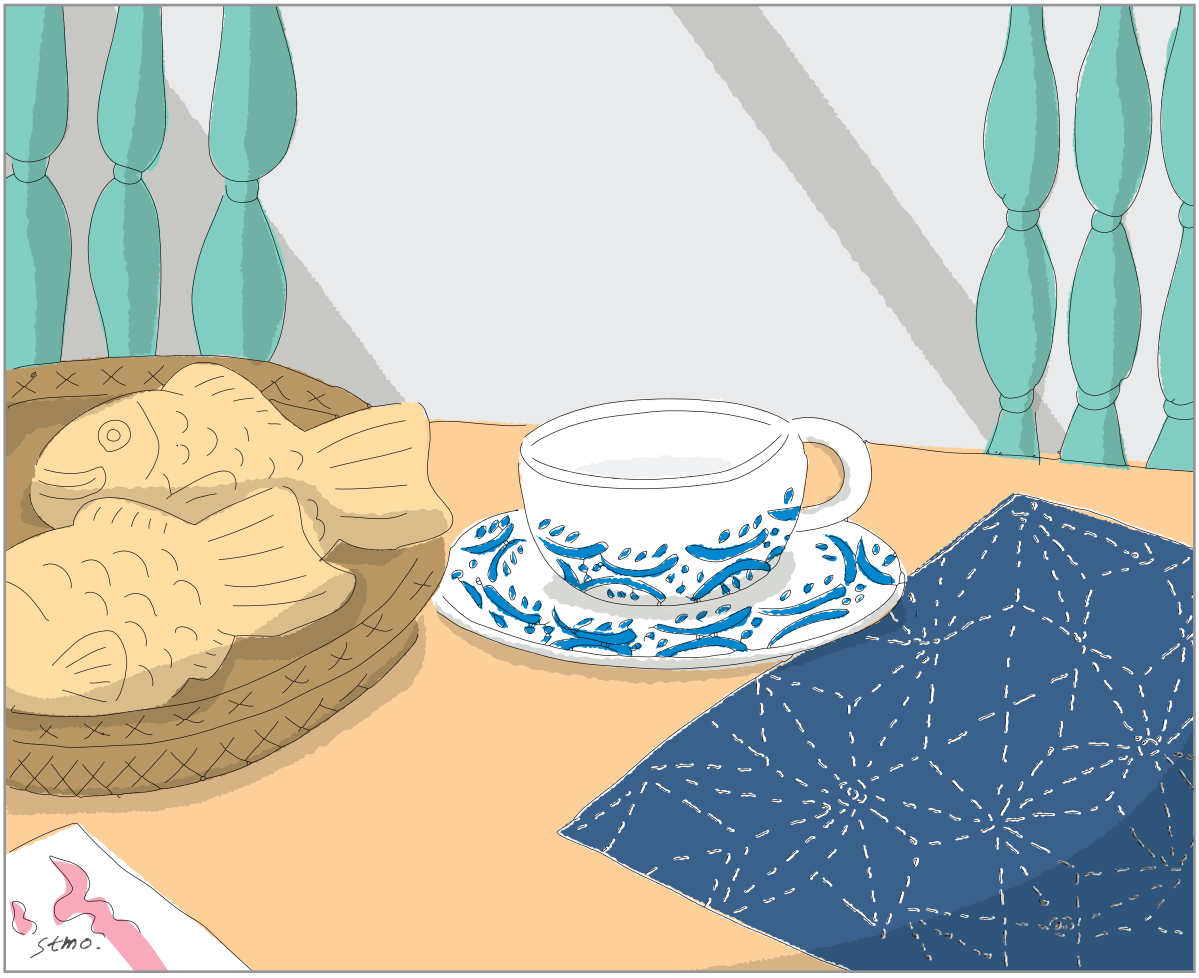

東京弁護士会

LIBRA
東京弁護士会

CONTENTS
2018年10月号

特　集

02 **AIに関する法的論点と弁護士実務への影響**

Ⅰ　本特集に当たって …… 後藤　大
Ⅱ　AIとデータ保護法 …… 関原秀行
Ⅲ　AIと知的財産 …… 水野秀一
Ⅳ　AI・データの利用に関する契約ガイドライン（AI編）における モデル開発契約について …… 得重貴史
Ⅴ　自動運転の民事責任 …… 金子敬行

インタビュー

26 パーソナルスタイリスト **政近準子**さん

連載等

30 理事者室から：副会長の一日　石原俊也

31 今，憲法問題を語る
第83回　憲法問題における弁護士会の「政治的中立性」とは？　伊井和彦

32 東京弁護士会市民会議
第45回　弁護士への大量懲戒請求に係る弁護士会が抱える現状の課題と今後の対応について

36 弁護士が狙われる時代―弁護士業務妨害への対応
第92回　若手会員は，業務妨害の予防を意識すべし　野口英一郎

37 性別にかかわりなく，個性と能力を発揮できる弁護士会を
第28回　「理事者と会員との男女共同参画に関する懇談会」のレポート　坂本慎之介

38 近時の労働判例
第67回　最高裁第二小法廷平成30年6月1日判決（長澤運輸事件）　野田広大

40 刑弁でGO！
第81回　2018年6月に施行された協議・合意制度と刑事免責制度について　田中 翔

42 わたしの修習時代
修習時代，法曹三者の各責任感の涵養が大事　23期　芝田稔秋

43 70期リレーエッセイ
ナポレオンのデスマスク　舩嶋貴史

44 お薦めの一冊
『寂しい生活』　長野 聡

45 コーヒーブレイク
楽しいお城の登りかた　全 未来

46 東弁・二弁合同図書館 新着図書案内

48 会長声明

56 インフォメーション

AI（人工知能）に関する法的論点と弁護士実務への影響

現在，ＡＩ技術の進展を背景に，様々な企業がＡＩ技術の活用に取り組んでいる。2016年４月には，内閣総理大臣の指示を受けて「人工知能技術戦略会議」が創設され，内閣府のウェブサイトで公開されている2018年８月17日付け人工知能技術戦略実行計画＊1に照らせば，今後本格的な計画が定められる予定であることが読み取れる。

また，ＡＩ技術が弁護士実務に与える影響についても，関心が高まっている。

そこで，今月の特集では，当会リーガルサービスジョイントセンター 人工知能（ＡＩ）部会の会員の方々に，ＡＩに関する前提知識や弁護士実務への影響等をご解説いただいた上で，ＡＩに関する主要な法的論点についてご寄稿いただいた。

＊1：（内閣府）http://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/jinkochino/keikaku.pdf（2018年9月9日時点）

（木村 容子，西川 達也，鈴木 啓太）

CONTENTS

Ⅰ　本特集に当たって …… 3頁
Ⅱ　AIとデータ保護法 …… 7頁
Ⅲ　AIと知的財産 …… 12頁
Ⅳ　AI・データの利用に関する契約ガイドライン（AI編）におけるモデル開発契約について …… 17頁
Ⅴ　自動運転の民事責任 …… 20頁

Artificial Intelligence

I 本特集に当たって

リーガルサービスジョイントセンター 人工知能（AI）部会 部会長　後藤　大（61期）

第1　AIの弁護士業務への導入例と実務に与える影響

1　AIの弁護士業務への導入例

世界初のＡＩ弁護士として有名なROSS Intelligence Inc.（以下「ROSS社」という）のRoss（International Business Machines Corporation（以下「IBM社」という）のWatsonをベースに開発）が，米国のBaker&Hostetler LLPに「雇用」（といってもＡＩの利用契約に過ぎないが）されたというニュースが流れたのは，平成28年5月のことである。ROSS社のウェブサイトによれば，これは破産，倒産分野における法的な質問に対する回答をすることに利用されている。

韓国においても，ソウルを本拠地とする法律事務所のDR&AJU Law Group LLCが関連法令の条項の検討や判例分析のＡＩサービスであるU-LEXを導入したとのニュースが平成30年4月に流れている。こちらは関連する法律の条項の検討や判例分析等を対象にしているとのことである。

米国の民事訴訟や，国際仲裁，行政からの調査対応の中で，何が開示対象の文書に該当するのかについて，e-Discoveryが行われている分野では，そのシステム提供各社において，レビューの効率化のためにＡＩの学習手法のひとつである機械学習が用いられていたが，上記のような「ＡＩ弁護士」とまでは言われていなかった。ＡＩ弁護士としては，他には，平成27年に英国でサービスが提供されたDo Not Payというチャットボット（人の手を介さないで会話をするＡＩサービス）がある。これは，チャットボットの質問に答えていくと，駐車違反の罰金についての異議申立に必要な情報が提供されたり，異議申立書が完成するというサービスである。

さらには，契約書のレビューの分野では，海外でいえば，Legalogic Ltd.が運営するLawGeex等があり，日本においても，GVA TECH株式会社が開発し，弁護士法人GVA法律事務所が運営するＡＩによる契約書のリスク判定サービスである「AI-CON」がある。株式会社リグシーが運営する，クラウド上で契約書の作成・締結・管理の過程を一元化する「Holmes（ホームズ）」は，IBM社のWatsonを活用して，システムを開発するといわれている。

このように，少しずつではあるが，弁護士業務においてＡＩの利活用が進んでいる。

2　AIの弁護士業務における利活用が実務に与える影響

弁護士業務におけるＡＩの利活用がどの程度進むのか，という点については，以下の4つの点に注意する必要がある。

すなわち，①判例法の国と成文法に重要な判例が体系づけられている国とでは，判例検索に割かれる労力に大きな違いがある。また，②公開される判例数も，全件公開か，限定的な公開かによっても，大きな違いがある（公開されている判例数は，ＡＩの利活用という点では充分な学習に足りるデータが存在しているか，という違いでもある）。さらに，③e-Discoveryのように，大量の文書を仕分けする人手が必要な業務が存在するか，という点でも，どの程度ＡＩが利活用されるかは違ってくる。最後に，④言語の壁である。英語のように，文章中の単語と単語がスペースで区切られている言語と，日本語のように，単語間がスペースで区切られていない言語とでは，ＡＩがその処理を行うためのハードルが大きく異なる。

Altman Weil, Inc.が平成27年に実施したアメリカにおける50人以上で組織される法律事務所の経営者を対象としたアンケート調査（http://www.altmanweil.com/dir_docs/resource/1c789ef2-5cff-463a-863a-2248d23882a7_document.pdf）において，パラリーガルや弁護士が5年から10年以内に法分野に特化したWatsonに代替されていくか，という質問に対しては，平成23年の同じ質問と比較して，代替されるという認識が増加している。

日本においては，平成28年に弁護士ドットコム株式会社が実施したアンケート調査（http://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS80401/0df9b20b/2cee/4ab4/9d8d/5be9f32a7190/20161004122547614s.pdf）において，判例や書籍の検索については7割以上がＡＩを利活用できるという結果が出ている反面，依頼者の話を聞くという点については，約9割が人間も対応しないといけないという結果が出ている。

現時点及び近い将来において，弁護士実務にどのような影響が及ぶかについては，現時点及び近い将来におけるＡＩに「いったい何ができるのか」という観点から考察するより他にない。

基本的に，現時点でのＡＩは，データを基に学習をするＡＩであるため，データがない分野，またはデータがあったとしても，学習に適した形式でデータが存在しない分野，及びデータのばらつきが大きすぎて，人間が個別に対応せざるを得ない分野には，適していない。

その上で，上記で述べたような導入例からすれば，業務の効率化と定型的な対応が可能な業務に関しては，ＡＩの利活用が進むことが想定され，弁護士としては，ＡＩ技術を上手く業務に取り入れながら，依頼者からのヒアリング，ニーズの汲み取り，交渉の設計，法的課題の解決へのコンサルティング等に，より一層，力を入れていくことが必要になることは避けられない。

他方で，訴訟のように，裁判所，依頼者とのコミュニケーションが重要な業務に関しては，ＡＩにより代替される部分は限定的となるが，例えば，依頼者からのヒアリングの効率化にチャットボットを利用すること等，補助的にＡＩを利活用することも可能であることからすれば，業務の効率化を考えると，どのようなサポートをＡＩから受けられるか，ということにまったく無関心ではいられない。

そこで，次に，現時点におけるＡＩがどのような状況にあるかを概観する。

第2　AIについての前提知識

1　AIとは何か

(1)　AIの定義

ＡＩとは，Artificial Intelligenceの略語であるが，その定義については，研究者の間でも統一的な見解はない。

もっとも，平成29年3月24日にとりまとめられた内閣府の人工知能と人間社会に関する懇談会報告書においては，「人が知性を用いて行っていると思われている知的活動（認知，推論，学習，思考，これらに基づく行為など）の一部を代替しうる技術」を指して，人工知能技術と呼んでいる。これは，技術に焦点を当てた定義ではあるが，何の限定もない「人工知能・ＡＩ」という言葉が，技術的特異点（シンギュラリティ）を迎え，いつか人間を遙かに凌駕する人工的な知性が表れるというイメージを含むものとして利用されているため，技術が社会に実装されていく中

で生じうる様々な論点を検討する上では，限定的に「人工知能技術」とした方がわかりやすいという利点がある。また，経済産業省が平成30年6月15日にとりまとめた「ＡＩ・データの利用に関する契約ガイドライン」（経済産業省ウェブサイト（http://www.meti.go.jp/press/2018/06/20180615001/20180615001-1.pdf）以下「ガイドライン」という）においては，ＡＩ技術を「人間の行い得る知的活動をコンピュータ等に行わせる一連のソフトウェア技術の総称」としている。

本特集を通じて，上記の人工知能技術を指すものとして，ＡＩ又はＡＩ技術と記述する。

⑵　AIの分類

大きな括りでは，弱いＡＩと強いＡＩという区分けがある。これと同様に，特化型ＡＩと汎用型ＡＩという区分けもある。

弱いＡＩとは，特定の課題に対して，人間が行う知的活動に近いことを行っているように見えるＡＩを意味する。これに対して，強いＡＩは，人間に匹敵，あるいは人間の知能に迫るＡＩを意味する。ＡＩが人間への脅威となるのではないか，という指摘に対して，海外のクラウド型のＡＩプラットフォームを提供する会社は，強いＡＩを開発するのではなく，あくまで人間の活動をサポートする弱いＡＩを開発している，として，批判を避けている。

特化型ＡＩは，文字通り特定の決まった作業の遂行，特定の課題の解決のためにつくられたＡＩであり，例えば，囲碁に特化したAlphaGoや，将棋に特化したPonanzaはその典型である。これに対して，汎用型ＡＩは，特定の作業やタスクに限定せず，人間と同様の，あるいはそれ以上の汎用化された能力を持ち合わせるものとしてつくられるＡＩを意味するが，実現までの道のりはまだ遠い状況にある。

⑶　機械学習と深層学習

機械学習とは，ガイドラインにおいては，「あるデータの中から一定の規則を発見し，その規則に基づいて未知のデータに対する推測・予測を実現する学習手法の一つである」と定義されている。もう少しかみ砕いて説明すると，例えば，結婚の可能性を予測するＡＩを考えてみたときに，どのような項目が結論に影響するか（この項目を「特徴量」または「特徴表現」という）を人間が設計した上で，データを与え，コンピュータにそれぞれの項目がどれだけ重要か，重要ではないかという規則性（関係性の重み付けであり，パラメーターと呼ばれる）を発見させるのが，機械学習である。

これに対して深層学習は，機械学習の一分野として，特徴量の取捨選択も，規則性の発見も，コンピュータに発見させる手法である。人間の脳の神経伝達構造を模したニューラルネットワークという手法を多層にして行うことにより，出力される予測等の精度を高めることを目的としている。一見，機械学習と比較して夢のような技術に見えるが，画像認識以外の分野では，まだ技術的なハードルは高い。その上，特徴量の取捨選択も規則性の発見もコンピュータ任せであり，一定の入力に対し，一定の出力がなされても，どうしてそのような出力になるのか理由が説明できないという技術的な課題がある。このことから，説明責任が要求される金融，医療や，過失が問題になる分野では，深層学習を利用したＡＩにすべての判断を委ねることはできない。

⑷　AIの開発と構造

ＡＩの法的課題を考える上では，大きく，ＡＩの

中心的部分である学習済みモデルを作成するまでの段階と，完成した学習済みモデルを実際に利用する段階に分けることが重要である。

ＡＩは既存のデータから学ぶことによって，未知のデータを入力されたときに，適切なアウトプットを出力するものであるが，これは関数の計算式に未知のデータを入力し，その計算結果を出力するものである。その計算手法をアルゴリズムといい，そのアルゴリズムをコンピュータに処理させるためのプログラムを，「ＡＩプログラム」という。学習済みモデルとは，ＡＩプログラムに既存のデータを入力した結果生成される関数（特徴量とパラメータの組み合わせ）を指す。もっとも，これらについては技術者と非技術者との間でも共通のイメージがあるものではないため，ＡＩ開発契約の締結時には，具体的に定義規定を設けることで共通認識を持つようにすることが欠かせない。

⑸　ＡＩに関する法的課題

この学習済みモデルを作成するまでの段階では，どのようなデータを学習させるかにもよるが，①データの利用にどのような制約／保護があるのか，ということを意識する必要がある。また，②ＡＩアルゴリズム及び学習済みモデルに関する知的財産がどのように取り扱われるのか，ということも重要である。その上で，③どのような契約により，これらの利害を調整するかという視点が欠かせない。

他方で，学習済みモデルを生成した後は，実社会において，予測・認識・実行等の利活用が行われることになるが，情報の入力，学習済みモデルによる処理と出力，これに伴う④事故時の責任等が問題になる。

第3　本特集に当たって

リーガルサービスジョイントセンター人工知能（ＡＩ）部会は，ＡＩが急速に浸透する社会において，ＡＩに関する法的課題についての調査研究，検討を行い，立法提言まで含めて活動することを目的として設置された部会である。これまで，対外的にはＡＩ研究者，政府機関，事業者，弁理士，東京商工会議所及び中小企業診断士等とのヒアリングや意見交換等を行ってきた。会員に対しては，平成29年度及び平成30年度の夏期合同研究において，ＡＩに関する法的課題の全体像について情報提供を行ってきた。

本特集においては，ＡＩに関する法的課題のうち，一般の会員にとっても，比較的興味関心の高いと思われる分野を重点的に取り上げる形で，当部会に所属する部会員に執筆を担当してもらった。

すなわち，上記の①ＡＩとデータ保護法（関原秀行部会員担当），②ＡＩと知的財産（水野秀一部会員担当），③ＡＩ・データの利用に関する契約ガイドライン（ＡＩ編）におけるモデル開発契約について（得重貴史部会員担当）と④事故時の責任に関して，具体例としての自動運転の民事責任（金子敬行部会員担当）である。

本稿は，これらの露払い，水先案内人となる部分であり，各原稿を理解するに当たり，共通認識として理解しておいていただきたいことをまとめたに過ぎず，また各論の原稿でも紙幅の関係から検討を落としている論点もある。これらの問題に興味のある会員におかれては，今般，新しく設立された法律研究部であるＡＩ研究部への入部を検討していただきたい。

Ⅱ AIとデータ保護法

リーガルサービスジョイントセンター 人工知能（AI）部会 部会員　関原 秀行（63期）

1　はじめに

機械学習（Machine Learning）などによって学習済みモデルを生成するには，ＡＩプログラムに大量の学習用データセットを読み込ませて解析させる必要がある。したがって，ＡＩの研究・開発の場面においては，学習用データセットの基となる大量の生データが不可欠である。

本稿執筆時の2018年8月現在，データをＡＩに利活用すること自体を直接規制する法律は我が国には存在しないが，データに関しては権利・利益・権限を有する主体が存在する場合があり，そのような場合，データを保護するための規制等を定める法律（以下「データ保護法」という）の規制対象となる可能性がある。

例えば，インターネット上から入手した画像データをＡＩの学習用データとして利用する場合，その画像が「写真の著作物」に該当すれば，著作権の保護対象となり，その利用に際しては他者の著作権を侵害することがないよう留意する必要がある。また，ＡＩの学習用データとして，特定個人を識別可能な画像データや医療用データを利用する場合，その学習用データは「個人情報」に該当し，個人情報保護法が定める規制に反しないよう留意する必要がある。

このように，ＡＩの研究・開発に際して学習用データセットを読み込ませる場合，それを構成するデータの性質によっては複数のデータ保護法の規制対象となる可能性があり，企業においてはそれらの規制に反しないよう適法性を確保できる体制を構築しておくことが重要である（**【図】参照**）。

以下では，ＡＩにまつわるデータといくつかのデータ保護法との関係について概観していくこととする。

【図】

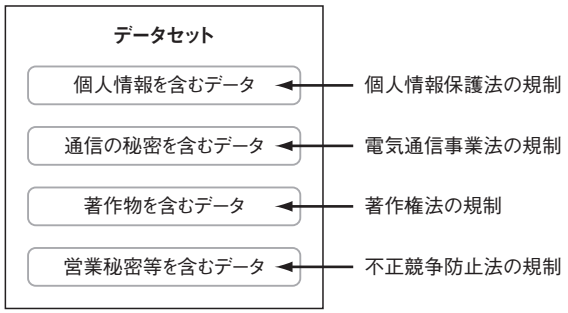

＊筆者作成

2　個人情報保護法

(1)　個人情報保護法の保護客体となるデータ

個人情報保護法は「生存する個人に関する情報」であって次の①または②のいずれかに該当するものを「個人情報」（個人情報保護法2条1項）として保護している。

① 個人識別符号が含まれるもの
　例：顔認識データ，指紋認識データ

② 当該情報に含まれる氏名，生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合でき，それにより特定の個人を識別することができるものを含む）

また，同法は「個人情報データベース等を構成する個人情報」を「個人データ」（同法2条6項）と定義し，その取り扱いに際しては「個人情報」とは別途の規制を設けている。

ＡＩの研究・開発に利用するデータに顔認識データ・指紋認識データ等の「個人情報」「個人データ」が含まれている場合等には，個人情報保護法による保護の対象となり，データの利用主体である事業者が「個人情報取扱事業者*1」に該当する場合，同法

＊1：「個人情報データベース等を事業の用に供している者」を指す（個人情報保護法2条5項本文）。

が定める義務を履行する必要がある*2。

(2) 要配慮個人情報の原則取得禁止

個人情報保護法は「個人情報」の中でも人種，信条，病歴，健康診断の結果等のようにセンシティブなデータが含まれるものを「要配慮個人情報」（個人情報保護法2条3項）と定義し，原則として本人の同意を得ずに取得することを禁止している（同法17条2項）。したがって，学習用データとして病歴等のセンシティブなデータを含む「個人情報」を取得する場合，原則として本人から同意を得る必要がある。

もっとも，例外的に同意を得ない取得が許容される場合もある。例えば，本人や報道機関などによってインターネット上で公開されている「要配慮個人情報」は本人の同意を得ずに取得することができるとされている（同法17条2項5号）。

(3) 利用目的の特定

個人情報取扱事業者は，個人情報を取り扱うに当たり，その利用目的をできる限り特定した上，原則として，その取得に際して個人情報の対象者本人に利用目的を通知・公表又は明示し，その目的の達成に必要な範囲で取り扱わなければならない（個人情報保護法15条，16条1項，18条1項，2項）。したがって，ＡＩを研究・開発する過程で学習用データとして個人情報を含むデータを利用する場合，その旨を利用目的として特定して本人に通知・公表又は明示した上で，その目的達成に必要な範囲で利用する必要がある。

特定した利用目的は，原則として本人に通知・公表する必要があるが，例えば，防犯カメラによって防犯目的のみのために撮影するケースのように「取得の状況からみて利用目的が明らか」（同法18条4項4号）な場合等には，利用目的の通知・公表・明示は不要と解されている。

以前から保管していた個人情報をＡＩの研究・開発に利用する場合，本人に通知・公表した利用目的の範囲外となるケースも想定されるが，そのような場合には後述する匿名加工情報の制度等によって利活用できないかを検討することになる。

(4) 個人データ取得時の確認・記録・保存

個人情報取扱事業者は，第三者から取得しようとするデータが「個人データ」に該当する場合，原則として当該データの提供を受ける際に，提供者の氏名，取得経緯等を確認した上，提供を受けた年月日・提供者の氏名等を記録して，一定期間保存する必要がある（個人情報保護法26条1項，3項，4項）。

もっとも，一般的には第三者から提供を受ける学習用データセットが受領者側において「個人データ」に該当する場合はそれほど多くないものと考えられ，そのような場合には確認・記録・保存義務を履行する必要はない。

また，個人データに該当する場合であっても，インターネット上で公表されている情報であれば，確認・記録・保存義務は適用されないものと解されている*3。

(5) 個人データの第三者提供の制限

ＡＩに利用予定のデータに「個人データ」が含まれている場合，当該データを社外の第三者に提供するためには原則として本人の同意を得る必要がある（個人情報保護法23条1項）。ただし，第三者に個人データの取扱いを委託する場合や一定の要件の下にグループ企業間で共同利用する場合などには，本人の同意を得ない第三者提供が可能である（同法23条5項）。

＊2：EU域内に支店を有している場合やEU域内の個人に対してサービスを提供している場合等には，GDPR（General Date Protection Regulation：一般データ保護規則）が適用され，別途の対応が必要となる可能性がある。

＊3：個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）」（平成28年11月）・9頁参照

(6) 匿名加工情報による利活用

個人情報保護法が定める規制を概観してきたが，実際にはデータの取得時には当該データをＡＩの研究・開発に利用することを想定していなかったため，ＡＩの研究・開発への利用が目的外利用となるケースも少なくない。

このような場合，有用なデータを常に利用できないとすればパーソナルデータの利活用が阻害されるおそれがある。そこで，パーソナルデータの主体である消費者の保護とパーソナルデータの利活用とのバランスを考慮し，個人情報を一定の条件に従い個人を識別できない状態に加工し，その後事業者が一定の義務を遵守している限りにおいて幅広い情報の利活用を可能とする「匿名加工情報」の制度が2015年9月の個人情報保護法の改正により創設された（2017年5月30日施行）。

過去に取得した個人情報をＡＩの研究・開発に利用する場合において「個人情報」のままでは利用が困難なときには匿名加工情報に加工することによって利用可能となるケースがあるため検討されたい*4。

3 電気通信事業法

(1) 電気通信事業法の保護客体となるデータ

電気通信事業法は「電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は，侵してはならない」（電気通信事業法4条1項）と規定し，「通信の秘密」を保護している。

「通信の秘密」には，「通信内容はもちろんであるが，通信の日時，場所，通信当事者の氏名，住所・居所，電話番号などの当事者の識別符号，通信回数等これらの事項を知られることによって通信の意味内容が推知されるような事項」が全て含まれる*5。したがって，メール・SNS等のメッセージのテキストデータ，携帯電話端末の利用者が無線LANのアクセスポイントから外部と通信を行うことで把握される位置情報データ等は，「通信の秘密」に該当し，電気通信事業法による保護の対象となる。

「通信の秘密」として保護されるデータは，前述した「個人情報」と異なり，特定個人識別性を有する必要はなく，また，法人に関するデータも含まれる。

(2) 「通信の秘密」の侵害

電気通信事業法は，通信の秘密を侵害する行為を禁止している。禁止される侵害行為は次の3類型に大別できる。

① 知得
⇒通信当事者以外の第三者が積極的意思をもって通信の秘密を知ること

② 漏えい
⇒通信当事者以外の第三者にとどまっている通信の秘密を，他人の知り得る状態に置くこと

③ 窃用
⇒通信当事者以外の第三者にとどまっている通信の秘密を，通信当事者である発信者または受信者の意思に反して自己または他人の利益のために用いること

ＡＩの研究・開発に利用するデータが「通信の秘密」に該当する場合，当該データを学習用データとして利用し，データセットを事業者間で共有する行為等は，通信の秘密を侵害するものであるため，事前に通信当事者より個別具体的かつ明確な同意を取得しておく必要がある。

＊4：利用目的は「変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲」（個人情報保護法15条2項）で変更可能であるため，利用目的の変更によって対応可能な場合もある。

＊5：多賀谷一照ほか編「電気通信事業法逐条解説」（電気通信振興会，2008）・38頁

(3) 位置情報の利用

なお，「通信の秘密」に該当する位置情報については，そのデータを利用するためには原則として通信当事者の個別具体的かつ明確な同意を要するとされているが，「十分な匿名化」をした上で一定の要件を満たす場合には，契約約款等に基づく事前の包括同意に基づき利用することができるとされている。

匿名化の具体的な手法については電気通信事業者等により構成される5団体より「電気通信事業における『十分な匿名化』に関するガイドライン*6」が公表されており，実務的にはこのガイドラインに基づき匿名化を行うことになる。

4 著作権法

(1) 著作権の保護客体となるデータ

著作権法は，「思想又は感情を創作的に表現したものであって，文芸，学術，美術又は音楽の範囲に属するもの」を「著作物」（著作権法2条1項1号）として保護している。「著作物」の典型例は，「論文」「音楽」「写真」等である（同法10条1項）。

ＡＩの研究・開発に利用するデータをインターネット上から取得するケースを想定すると，インターネット上で公開されているテキストデータや写真の画像データも「著作物」に該当する場合には著作権の保護客体となる。

(2) 著作物の記録・翻案・解析

インターネット上に公開されているテキストデータや画像データを基に学習用データセットを作成する場合，そのような行為が著作権侵害とならないかが問題となる。

入手したデータが「著作物」に該当する場合，取得したデータを保管する行為や保管したデータを処理して学習用データセットを作成する行為は，形式的には「複製」「翻案」に該当し，著作者等の権利者から有効な同意を取得しなければ，複製権（著作権法21条）および翻案権（同法27条）を侵害する可能性がある。

もっとも，著作権法は，著作権者の権利と社会一般の利益を調整等するために権利制限規定を設けており，現行著作権法47条の7は，原則として「電子計算機による情報解析…を行うことを目的とする場合」には「必要と認められる限度」において「記録媒体への記録又は翻案」を行うことができる旨を規定している。ＡＩの学習済みモデルを生成するためのデータ解析は，一般的には「電子計算機による情報解析」に該当するものと解されるため，必要な限度においてインターネット上から入手したデータを保管（記録）した上，学習用データに処理（翻案）する行為は適法に行いうるものと思われる。

(3) 2018年の著作権法の改正

著作権法は，2018年に一部改正がなされ，改正法は「柔軟な権利制限規定」を創設した。すなわち「情報解析…の用に供する場合」は「著作者の利益を不当に害することとなる場合」を除き，「必要と認められる限度」において「いずれの方法によるかを問わず」利用できるものとした（改正著作権法30条の4）。現行著作権法47条の7は，要件として「情報解析（…情報を抽出し，比較，分類，その他の統計的な解析を行うことをいう）」としており，これに代数的・幾何学的な解析を行うディープラーニングが含まれるか悩ましいところがあったが，改正著作権法30条の4は「情報解析」一般を対象とすることによってそのような問題を解消している。また，現行著作権法47条の7は，権利制限の対象となる行為を「記録」「翻案」に限定

＊6：https://www.dekyo.or.jp/kojinjyoho/data/law/tokumeika_guideline.pdf

していたため，記録・翻案によって作成した学習用データセットを多数の事業者間で共有（公衆送信等）することが困難であったが，改正著作権法30条の4は「いずれの方法によるかを問わず」利用できるものと定めているため，「必要と認められる限度」において，ＡＩの研究・開発を目的として学習用データセットを事業者間で共有する等の行為についても今後は適法に行いうるものと解される。改正著作権法のうち，「柔軟な権利制限規定」については，2019年1月1日に施行予定である。

5　不正競争防止法

(1)　不正競争防止法による保護の客体

不正競争防止法は，秘密として管理されている事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって，公然と知られていないものを「営業秘密」（現行不正競争防止法2条6項）として保護している。

また，不正競争防止法は，2018年に一部改正がなされ，改正法は「業として特定の者に提供する情報として電磁的方法…により相当量蓄積され，及び管理されている技術上又は営業上の情報」を「限定提供データ」（改正不正競争防止法2条7項）と定義し，いわゆるビッグデータを新たに同法の保護客体に追加した。なお，「秘密として管理されているもの」は「限定提供データ」の定義から除外されているが，有用性・非公知性を有する場合には，従前と同様に「営業秘密」として保護されることとなる。

(2)　2018年の不正競争防止法の改正

前述したとおり不正競争防止法は，2018年に一部改正がなされ，改正法は「限定提供データ」を保護の客体として追加するとともに，「限定提供データ」に関する不正競争行為として次の3類型の行為を新たに規定している。

① 不正取得類型
　例：不正アクセスによる取得・使用・開示
② 信義則違反類型
　例：図利加害目的での任務に違反した使用・開示
③ 転得類型
　例：不正が介在したことを知った上での使用・開示

この改正は，ビッグデータ等を安心・安全に利活用できる事業環境を整備等するためになされたものであるが，過度な規制はデータの利活用を阻害するおそれがあるため保護客体と不正競争行為の両者の要件を限定することによって適用範囲を限定している。

ＡＩの研究・開発に利用するデータが「限定提供データ」に該当する場合において，上記の不正競争行為を行ったときには，差止め，損害賠償，信用回復措置等の民事措置の対象となるため，利用しようとするデータが「限定提供データ」に該当するかを事前に確認する必要がある。

(3)　ガイドライン

前述した不正競争防止法の改正を含む「不正競争防止法等の一部を改正する法律案」は，2018年5月30日に公布され，「限定提供データ」に関する定めは，公布日から1年6か月を超えない政令で定める日に施行されることとされている。

この改正法の考え方を明確化するガイドラインを策定するため経済産業省に「不正競争防止に関するガイドライン素案策定ＷＧ」が設置されており，今後公表されるガイドラインを前提として実際の実務対応を行うことになるものと思われる*7。

＊7：本稿執筆時点（2018年8月）ではガイドラインは公表されていない。

Ⅲ AIと知的財産

リーガルサービスジョイントセンター 人工知能（AI）部会 部会員　水野 秀一（68期）

1　はじめに

本稿では，ＡＩと知的財産，とりわけ，ＡＩプログラム及び学習済みモデルを知的財産で保護するという観点から，最近の事例や法改正を交えて検討する。

ＡＩとはなにかをどう捉えるかは様々であるが，ここでは一般的な理解と思われる機械学習を含む一連の情報処理プログラムないしシステムを指すと捉えておく。そして，ＡＩが情報を処理するという観点からは，入出力データや学習用データなどデータの存在が欠かせない。したがってＡＩと知的財産について考えるには，記述されたプログラムであるＡＩ本体と，前記データについてそれぞれ検討する必要がある。後者の法的保護については，本特集における関原秀行会員の論考「ＡＩとデータ保護法」を参照してもらいたい。

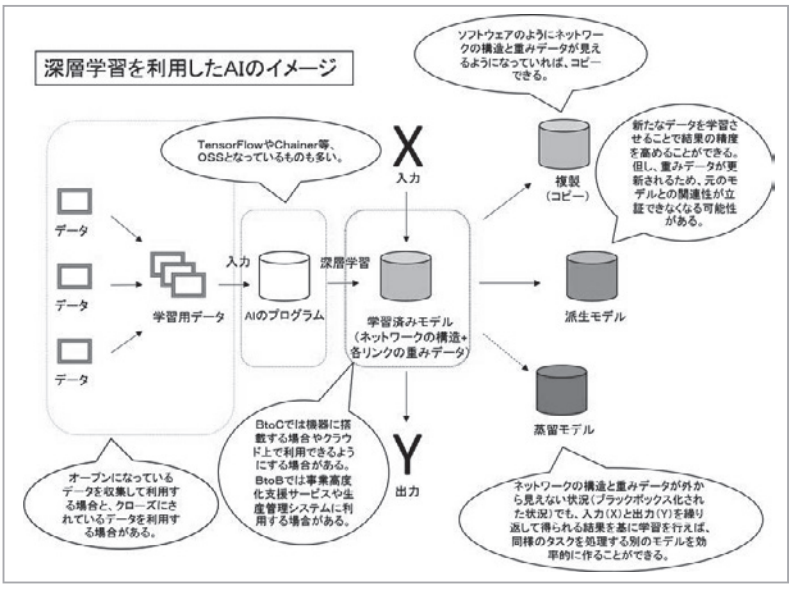

出典：内閣府知的財産戦略本部　検証・評価・企画委員会　新たな情報財検討委員会「新たな情報財検討委員会報告書」https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2017/johozai/houkokusho.pdf 32頁

右上に，深層学習を利用したＡＩのイメージを引用する。なお，上記の図では深層学習が想定されているが，およそ機械学習一般についても当てはまる。

ＡＩの権利保護にあたってその対象になるのは，主に以下の事項である＊1。

「生データ」「学習用データセット」は，対象とする学習の手法による解析のために用意されたデータである。一般に「生データ」は変換・加工処理前のデータで，「学習用データセット」は，解析を容易にするため，変換・加工処理を施すことによって生成されたデータである。加工の方法は，欠損値や外れ値の除去や，ラベル情報等の別個のデータの付加などが考えられる。

「学習用プログラム」は，学習用データセットの中から一定の規則を見出し，その規則を表現するモデルを生成するためのアルゴリズムを含むプログラムである。

「学習済みモデル」は，「学習済みパラメータ」が組み込まれた「推論プログラム」である。「学習済みパラメータ」とは学習の結果得られたパラメータ（係数）であり，「推論プログラム」とは，学習済みパラメータを適用することで，入力に対して一定の結果を出力することを可能にするプログラムである。

2　AIの知的財産法による保護

(1)　生データ・学習用データセット

ア　著作権法による保護

生データや学習用データセットのデータが，美術，

＊1：用語は（上記図とは若干ずれるが）経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン−AI編−」に従った。

写真，音楽などとして著作権法上の著作物に当たる場合，これらは同法の保護を受ける。特に，学習用データセットは，ＡＩに入力するためのデータを選別したり，変換・加工させたりするため，その過程で創作性がうまれると，「データベースの著作物」に該当する蓋然性が高くなる。そうすると，ＡＩを利用する際はデータの著作権に留意する必要があるが，この点は，平成30年著作権法改正によって一定の解決を得たと考えられる（詳細は本特集の関原秀行会員「ＡＩとデータ保護法」参照）。

イ　不正競争防止法による保護

データが不正競争防止法上の「営業秘密」に当たる場合は，不正の手段によるデータの取得や開示等が差止め，損害賠償の対象となり，データが保護されうる＊2。

不正競争防止法上の「営業秘密」とされるためには，①秘密管理性，②有用性，③非公知性の３要件を満たすことが必要である。本稿では頁数の都合で割愛する＊3が，ＡＩのデータもこの３要件を満たせば，「営業秘密」として不正競争防止法の保護を受ける。

なお，外部提供するデータについては，秘密管理性や非公知性の要件を満たさないことが考えられ，営業秘密として保護されない場合がありうる。このようなデータには，例えば，対価を支払った者からの求めに応じ，当該者に限定して提供されるトレンド分析データなどがあり＊4，非公知とはいえないものの，保護に値するものもあると考えられる。そこで平成30年不正競争防止法改正＊5では，「業として特定の者に提供する情報として電磁的方法により相当量蓄積され，及び管理されている技術上又は営業上の情報」，いわゆる「限定提供データ」が保護されることが定められている（この点も，詳細は「ＡＩとデータ保護法」の項を参照されたい）。

ウ　特許法による保護

特許法にいう「発明」とは，「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」である（2条1項）。同法は，特許発明として物の発明，方法の発明並びに物を生産する方法の発明を保護する（2条3項1～3号）ところ，「物」の発明は「プログラム等」も含む（2条4項）。

「データ構造」「構造を有するデータ」も「プログラムに準ずるもの」として「発明」に該当する場合がある＊6。

ただし，単なるデータは情報の提示でしかなく，また単なるデータ構造はデータ要素の内容や順序を定義したものに過ぎず人為的な取決めにとどまるから，「自然法則を利用した技術的思想の創作」ではない。一方，データの有する構造がコンピュータの処理を規定するものという点でプログラムに類似する性質を有する場合は，発明該当性が認められ得る。

ＡＩとの関係では，「学習用データセット」や「学習済みパラメータ」が，ＡＩを含む装置の動作を規

＊2：不正競争防止法2条1項4号～10号，3条，4条参照。

＊3：営業秘密の各要件の詳解や具体例については，経済産業省「営業秘密管理指針」http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/20150128hontai.pdf参照。

＊4：他に，プロジェクトの参加等要件を満たせば参加可能なコンソーシアム内で共有される素材データなどが考えられる。

＊5：詳しくは，特許庁「不正競争防止法等の一部を改正する法律」（平成30年5月30日法律第33号）https://www.jpo.go.jp/torikumi/kaisei/kaisei2/fuseikyousou_h300530.htm参照。

＊6：詳細は，特許庁「特許・実用新案審査ハンドブック　附属書Ｂ 第1章コンピュータソフトウエア関連発明 2.1.2「構造を有するデータ」及び「データ構造」の取扱い」（24頁～）http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/pdf/handbook_shinsa_h27/app_b1.pdf参照。

定する場合があるので，発明該当性が比較的高いと思われる。

特許された例としては例えば，特許第4962962号がある。本発明は，中国語の音声認識を行う音声認識装置に関するもので，請求項7ではＡＩの「教師データ」として用いられる音素セットのデータ構造がクレームされている。

> **特許第4962962号【請求項7】**
> 音声認識部と出力部とを備えた音声認識装置が音声認識の処理を行う際に用いられる音響モデルを含むデータ構造であって，当該データ構造は，中国語の23個の子音「b，p，m，f，d，t，n，l，z，c，s，zh，ch，sh，r，j，q，x，g，k，h，ng，無始音音節（null initial）」と，中国語の7個の母音「a，a3，i，u，e，o，v」との各音素と，音声信号の特徴量とを対応付けて有する情報を少なくとも含む，前記23個の子音及び前記7個の母音を音素セットとして学習した文脈依存の音響モデルを含み，前記音声認識部に，発話から生成された音声信号から抽出された特徴量を受け付け，前記音響モデルと，前記学習で用いられたのと同じ音素セットの示す音素の並びと漢字とを対応付けて有する情報である辞書情報とを少なくとも用いて，前記特徴量から漢字の並びを取得させ，前記出力部に，前記音声認識部による認識結果である漢字の並びを出力させる，データ構造。

請求項7は（コンピュータ等の）「音声認識装置」で処理させるためのものとしてデータ構造が記載されており，発明該当性が認められたものと思われる。この他にも3Dプリンタの利用に供される構造を有するデータに特許が認められた例や，データ予測方法が発明に該当するとされた例がある。

(2)　学習用プログラム

ア　著作権法による保護

ＡＩのプログラム部分は，著作権法2条1項1号に定められている「創作性」などの要件を満たせば，著作権法の保護を受ける。一般に，ＡＩのプログラムは複雑で高度なプログラムであるから，記述の選択の幅が広く創作性が認められることが多いと思われる。

ただし，この分野ではOSS＊7の利用が活発であり，OSSを利用してＡＩを開発する場合は，各OSSのライセンスにしたがって，開発されたプログラムについてもソースコードの開示などが要請される場合がある。

イ　不正競争防止法による保護

ＡＩのプログラムも，データと同様，不正競争防止法上の「営業秘密」に当たる場合，同法の保護を受けうる。詳しくは，上記2(1)イ参照。

ウ　特許法による保護

学習用プログラムもプログラムの一種であるから，他の（非ＡＩの）プログラム同様そのアイデアが特許法上の「発明」，すなわち，「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」（特許法2条1項）であれば，特許の対象となりうる。

ＡＩ関連発明特有の事情として参考になる事例として，東京地判平29.7.27（裁判所ホームページ，平成28（ワ）35763）があるので，簡単に紹介する。

本件特許の請求項13に係る発明（本件発明13）の構成要件13Cは，「前記ウェブサーバが，各取引を，前記各取引の取引内容の記載に基づいて，前記取引内容の記載に含まれうるキーワードと勘定科目との対応づけを保持する対応テーブルを参照して，特定の勘

＊7：オープンソース・ソフトウェア。ソフトウェアのソースコードが公開され，改良や再配布を行うことがそれぞれのライセンスに応じて原則許可されているソフトウェア。

定科目に自動的に仕訳するステップと,」というものであり，構成要件13Eは,「前記対応テーブルを参照した自動仕訳は，前記各取引の取引内容の記載に対して，複数のキーワードが含まれる場合にキーワードの優先ルールを適用し，優先順位の最も高いキーワードにより，前記対応テーブルの参照を行う」というものである。すなわち本件発明13は，取引内容中に含まれるキーワードを拾って，それに対応する勘定科目に取引を仕分けるものである。そして，複数のキーワードがある場合は，優先ルールに従ってキーワードに優先順位をつけ，優先順位の最も高いキーワードにより取引を仕分ける。したがって，これを素直に解釈すれば，本件発明13は，優先順位の最も高いキーワード1つを選び出し，それに対応する勘定科目を選択するものである（裁判所もそのように認定した）。

一方被告も勘定科目の仕分けを行うサービスを提供していた。その具体的な方法は明らかでないものの，被告主張によれば,「いわゆる機械学習を利用して，入力された取引内容に対応する勘定科目をコンピュータが「推測」するもの」である。被告はその証明として，実際に被告方法に特定のキーワードを入力し，その出力結果との組み合わせを提出した。下記にその一部を示す。

（別紙）　被告による被告方法の実施結果

入力例①に対する勘定科目の推定結果（乙１の第３，３⑴）

	摘要（入力）	勘定科目の推定結果（出力）
本取引①	商品	備品・消耗品費
本取引②	店舗	福利厚生費
本取引③	チケット	短期借入金
本取引④	商品店舗	備品・消耗品費
本取引⑤	商品チケット	備品・消耗品費
本取引⑥	店舗チケット	旅費交通費
本取引⑦	商品店舗チケット	仕入高

これによれば,「商品店舗チケット」の入力に対し勘定科目の推定結果として「仕入高」が出力されているが,「商品店舗チケット」を構成する「商品」,「店舗」及び「チケット」の各単語を入力した場合の出力である「備品・消耗品費」,「福利厚生費」及び「短期借入金」のいずれとも合致しない。他に，表は割愛したが,「鴻働葡賃」というような通常の日本語には存在しない語を入力した場合であっても，何らかの勘定科目の推定結果が出力されている例もあった。

そうすると，被告方法は，本件発明13のような1つのキーワードを選んでそれに対応する勘定科目に仕分ける，という方法はとられておらず，むしろ被告の主張するようにいわゆる機械学習を利用して生成されたアルゴリズムを適用して，入力された取引内容に対応する勘定科目を推測していることが窺われる。

このような理由から，本件では被告による特許権侵害が否定された。

本件発明13は勘定科目の仕分けをステップごとに記載している一方，機械学習を用いる場合，入力から出力までの処理は必ずしも一義的なステップを経るわけではない。そして，本件の勘定科目の仕分けのように，ある情報をなんらかの方法により分類する等の場合，それを実現するにはＡＩを用いてもよいし，他の統計処理的な仕組みを用いてもよい。そうすると，特許請求の範囲の記載の仕方としては，単に処理ステップを記載するだけでなく，ＡＩを用いることを念頭に置いて，ＡＩの学習方法や学習用データの作り方などを用いて，記述を工夫する必要があろう。

⑶　学習済みモデル

前述の通り,「学習済みモデル」は「学習済みパラメータ」が組み込まれた「推論プログラム」である。このうち「推論プログラム」はＡＩのプログラム部分

であって，上記“3”のプログラムに関する議論が妥当する。他方，「学習済みパラメータ」は多くの場合数値データとして表現されるから，上記“2”のデータに関する議論が妥当する＊8。

ただし，学習済みパラメータは，学習用データセットをＡＩのプログラムに読み込ませることで生成されるものであるから，「人の」思想または感情の表現とはいえず，著作物性がないとの考え方もありうる。この点，文化庁著作権審議会第9小委員会報告書＊9では，コンピュータシステムを利用して創作した創作物について，思想感情を表現しようとする「創作意図」と，創作過程において具体的な結果を得るための「創作的寄与」が，コンピュータを道具として用いて著作物を創作したと認められるために必要としている。そうだとすると，人間が学習用データセットをＡＩに与えるのみならず，どのように前処理させるか，どのようにＡＩを学習させ，どの程度学習させるかなど，創作的意図と創作的寄与の入る余地があり，学習済みパラメータを著作物として考えられる場合もあると思われる。

3　おわりに

ＡＩはコンピュータ内部で動作するプログラムないしデータであるため，第三者が権利者の特許権・著作権等を侵害していたとしても，それを認識し，立証することは容易ではない。また，特許権については，我が国の特許権の効力は国内でのみ効力を有する属地主義がとられているところ，ＡＩのごとくソフトウェア関連特許においては，特許請求項記載事項の一部を国外のサーバなどで行って特許侵害を回避することが比較的容易である。さらに，特許権の場合，権利の性質上必然的に権利内容が公開されるため，権利を取得しようとすれば，ライバル企業などがそれを参考にすることが可能になってしまう。

そこで，そもそも権利を取得するかの段階から検討し，あえて特許出願を行わず，技術をノウハウ化・秘匿化することも有用であろう。

また，ＡＩがOSSの恩恵を受けて発展してきたことを考えると，単に権利を囲い込んで独占するよりも，オープンな環境に寄与することで，かえって利用者や開発者を増やすことができることも考えられる。

ＡＩを開発・利用する際は，既存の法的思考のみに固執せず，当該ＡＩの特性やそれを取り巻く環境を考慮しつつ，自己の権利の保護がいかなる方法で達成されるか検討することが望ましい。

なお本稿では触れなかったが，ＡＩと知的財産の関わりとしては，ＡＩによる生成物の知的財産権やＡＩによる知的財産権の侵害などの問題も考えられる。本文中に挙げたもののほか，下記文献等を参照されたい。

＜参考文献＞

- 内閣府知的財産戦略本部「次世代知財システム検討委員会報告書」https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2016/jisedai_tizai/hokokusho.pdf
- 内閣府知的財産戦略本部「新たな情報財検討委員会報告書」https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2017/johozai/houkokusho.pdf

＊8：特許される学習済みモデルの事例として，前掲＊6 事例2-14（102頁）等参照。
＊9：文化庁「著作権審議会第9小委員会（コンピュータ創作物関係）報告書」http://www.cric.or.jp/db/report/h5_11_2/h5_11_2_main.html

Ⅳ AI・データの利用に関する契約ガイドライン（AI編）におけるモデル開発契約について

リーガルサービスジョイントセンター 人工知能（AI）部会 部会員　得重 貴史（64期）

経済産業省は，民間事業者等が，ＡＩ技術を利用するソフトウェアの開発・利用に関する契約を締結する際の参考として，契約上の主な課題や論点，契約条項例，条項作成時の考慮要素等を整理した「ＡＩ・データの利用に関する契約ガイドライン　ＡＩ編」（以下「本ガイドライン」という）＊1を作成した（経済産業省サイトhttp://www.meti.go.jp/press/2018/06/20180615001/20180615001.html）。

本稿では，本ガイドラインで掲げられているモデル開発契約（以下単に「モデル契約」という）を検討するにあたっての視座と，モデル契約の一部を紹介し，考察する。

※なお，誌面の都合上等の理由で，本来なら詳細に説明するべき箇所をかなり簡略化して述べている部分もある。詳細は，本ガイドラインを参照していただきたい。

1　検討に当たっての視座（AI開発契約の特徴）

(1)　演繹的なシステム開発，帰納的なAI開発

本ガイドラインは，システム開発とＡＩ開発の違いとして，前者の基本技術思想は演繹的であるのに対し，後者のそれは個別データから結論を推論する帰納的なものであることを挙げる（本ガイドライン１頁参照）。

このことから，成果物は，発注者（以下「ユーザ」という）の管理する個別データの状況如何に大きく影響されること，また，個別データの集積・分析なくして成果物の見通しも立たないことから，初期段階では成果物の想定が困難であることがＡＩ開発における特殊性となる。

このことから，ＡＩ開発において，以下の点に注意する必要がある。

(1)　成果物は，開発者（以下「ベンダ」という）ではなく，ユーザの保有するデータに拠るところが大きいため，ユーザがベンダに提供する情報の取捨選択が重要になってくること（また，それに伴い，ユーザの情報管理体制や，ユーザのデータの正確性をどの程度表明保証できるかが重要になってくること），

(2)　いきなりソフトウェア開発契約を締結せず，いくつかの段階に分けて，契約を締結することがユーザとベンダ双方のリスク管理となること（特にベンダは，事前の性能保証が難しいことに注意されたい）。なお，本ガイドラインでは，以下４つの段階を記載している。

①　データのアセスメント段階（秘密保持契約等）
②　PoC段階（導入検証契約等）
③　ＡＩ開発契約（システム開発契約等）
④　追加学習

なお，ここでいう「PoC」とは，「Proof of Concept」の略で，「概念実証」という意味である。新しい概念や理論，原理，アイディアの実証を目的とした，試作開発の前段階における検証やデモンストレーションを指す。（**次頁【図】参照**）

(2)　AI開発の事後的な検証の困難性

仮に十分なアセスメント及びPoCを行わず，契約当初に双方が期待していた開発ができなかった場合（未知データに対する予測の不正確な場合等），この原因を事後的に検証することは，現段階では性質上難しい。言い換えると，ユーザの提供するデータの問題なのか，データの取捨選択の問題なのか，ベンダが開発しているプログラムの問題なのか，性質上，これ

＊1：http://www.meti.go.jp/press/2018/06/20180615001/20180615001-3.pdf

【図】

	アセスメント	PoC	開発	追加学習
目的	一定量のデータを用いて学習済みモデルの生成可能性を検証する	学習用データセットを用いてユーザが希望する精度の学習済みモデルが生成できるかを検証する	学習済みモデルを生成する	ベンダが納品した学習済みモデルについて，追加の学習用データセットを使って学習をする
成果物	レポート等	レポート／学習済みモデル（パイロット版）等	学習済みモデル等	再利用モデル等
契約	秘密保持契約書等	導入検証契約書等	ソフトウェア開発契約書	※

※追加学習に関する契約としては多様なものが想定され，たとえば，保守運用契約の中に規定することや，学習支援契約または別途新たなソフトウェア開発契約を締結することが考えられる。

＊本ガイドライン44頁より図と注を一部加工して作成

を再学習のプロセスを経ずに検証することは難しい。

この観点から，ベンダ側としては，システム開発契約を請負契約とすることには注意する必要があると思われる。また，上述のとおり，いくつかの段階ごとに契約を締結した方が双方のリスク回避になると思われる。

2　三段階におけるモデル契約（抜粋）

本ガイドラインは，上記①ないし③それぞれの場面におけるモデル契約を記載している。このうち，特に重要と思われる部分につき述べる。

⑴　①アセスメント段階＝秘密保持契約

まず，そもそもユーザの求めるＡＩ開発が可能なほどに，ユーザがデータを持ち合わせているか検証するため，ユーザの有する情報等に関する秘密保持契約を締結することとなると思われる。本ガイドラインに記載されている秘密保持契約につき，本稿で特に述べるべき点はない。

それより重要なのは，ユーザの有する情報量及び質並びにその取捨選択にある。

⑵　② PoC 段階＝導入検証契約

ユーザの保有するデータによってある程度のＡＩ開発が不可能ではないとして，その実現度を検証する段階である。ＡＩ開発において一つの重要な局面であると思われる。

本ガイドラインでは，この段階の契約として「導入検証契約書」を提示している。このうち，以下の条項につき説明ないし考察する。

【前提】

当該契約は，ある検証作業を行うということで，特に何らの成果物の完成も目指していないため，準委任契約型となっている。

【第12条　ユーザがベンダに提供するデータ・資料等】

1　ユーザは，ベンダに対し，別紙に記載する対象データを提供するものとする。
2　ユーザは，ベンダに対し，本検証に合理的に必要なものとしてベンダが要求し，ユーザが合意した資料，機器，設備等（以下「資料等」という。）の提供，開示，貸与等（以下「提供等」という。）を行うものとする。
3　ユーザは，ベンダに対し，対象データおよび資料等（以下，総称して「ユーザ提供データ等」という。）をベンダに提供等することについて，正当な権限があることおよびかかる提供等が法令に違反するものではないことを保証する。
4　ユーザは，ユーザ提供データ等の正確性，完全性，有効性，有用性，安全性等について保証しない。ただし，本契約に別段の定めがある場合はその限りでない。
5　ユーザがベンダに対し提供等を行ったユーザ提供データ等の内容に誤りがあった場合，またはかかる提供等を遅延した場合，これらの誤りまたは遅延によって生じた本検証の遅延，ベンダ提供物の瑕疵（法律上の瑕疵を含む。）等の結果について，ベンダは責任を負わない。
6　ベンダは，ユーザ提供データ等の正確性，完全性，有効性，有用性，安全性等について，確認，検証の義務その他の責任を負うものではない。

＊本ガイドライン91頁より抜粋

通常秘密保持条項にあるような，ユーザにデータ保有権限はあるものの，その正確性や完全性を認めるものではないという条項が設けられている。

当該規定は，ユーザのリスクヘッジの観点からは有用な規定であるものの，その前提で完成した成果物の信頼性が担保されているかというところに疑問がなしではない（ベンダも，ユーザの正確性について義務を負わないという条項もある）。

【第16条　ベンダ提供物等の著作権】

1　ベンダ提供物および本検証遂行に伴い生じた知的財産に関する著作権（著作権法27条および28条の権利を含む。）は，ユーザまたは第三者が従前から保有しているものを除き，ベンダに帰属するものとする。
2　ベンダは，ユーザに対し，ユーザが本検証の結果について検討するために必要な範囲に限って，ユーザ自身がベンダ提供物を使用，複製および改変することを許諾するものとする。ユーザは，かかる許諾範囲を超えてベンダ提供物を利用しないものとし，またベンダ提供物を第三者に開示または提供してはならないものとする。
3　ユーザによるベンダ提供物の使用，複製および改変，並びに当該複製等により作成された複製物等の使用は，ユーザの負担と責任により行われるものとする。ベンダはユーザに対して，本契約で別段の定めがある場合または自らの責に帰すべき事由がある場合を除いて，ユーザによるベンダ提供物の使用等によりユーザに生じた損害を賠償する責任を負わない。
4　ベンダは，ユーザに対し，本契約に従ったベンダ提供物の利用について，著作者人格権を行使しないものとする。

【オプション条項：フィードバック規定】
5　本検証遂行の過程で，ユーザがベンダに対し，本検証に関して何らかの提案や助言を行った場合，ベンダはそれを無償で，ベンダの今後のサービスの改善のために利用することができるものとする。

＊本ガイドライン95頁より抜粋

ベンダ提供物及び本検証遂行によって発生した著作権をベンダ保有とするものである。

ただ，本件契約の場合，検証の結果，開発は難しいという結論になってもユーザからベンダに対し報酬を支払う必要があると思われるところ，その場合にもベンダが制作したものに著作権があるとすると，ベンダは二重に利得し（報酬＋著作権），一方でユーザは損だけする（「できない」ということが判明したことを利益と捉えれば別ではあるが）ということが当事者間の衡平に適うか，疑問なしとはしない。この場合は，報酬を調整する条項を設けることもあり得ると思われる。

(3)　AI開発段階（システム開発契約）

検証の結果，ユーザの望むＡＩ開発の実現可能性が相当程度あるという段階で，具体的な開発段階に至る。ベースは請負契約となっている。

【第16条　本件成果物等の著作権】
（本ガイドライン114頁参照）

本件開発によって完成した成果物の著作権につき，ベンダ単独にするパターン，ユーザ単独にするパターン，及び双方の共有とするパターンの三種類が用意されている。ユーザの支払う費用とベンダの業務遂行で，様々なパターンがあり得る（たとえばユーザ側が成果物制作に必要なソフトウェア調達費を支弁せず，無料のソフトウェアを使用する場合，成果物の著作権はベンダ側にある場合が多い）。

【第18条　本件成果物等の利用条件】
（本ガイドライン118頁参照）

原則型は，「別紙『利用条件一覧表』記載のとおりの条件で利用できるものとする」とし，本件成果物等の利用条件を別紙に委ねている。ここは作成する成果物の内容や当事者の関係性等によって変わり得るものである。別途本ガイドラインのケース1ないし3（130頁ないし139頁）の記載例が参考になると思われる。

3　終わりに

以上，非常に駆け足ではあるが，本ガイドラインを見るにあたっての基本的視座，並びに各段階の契約における特筆すべき条項を掲げ，検討した。仔細は，本ガイドラインを検討されたい。

V 自動運転の民事責任

リーガルサービスジョイントセンター 人工知能（AI）部会 部会員　金子 敬行（70期）

1　はじめに

自動運転では，自動車の運転を，ＡＩ等を活用したコンピュータシステムに委ねることが目指されており，交通事故減少等，様々な社会的効用が期待されている。他方，人間の運転への関与度合いの低下や，システムを取り巻く関与主体の多様化に伴い，事故時の民事責任と被害者への補償のあり方に変化が生じうる。この点，本稿で概観する。

2　自動運転レベルの定義

現在，我が国では，SAE International作成のJ3016に依拠した6段階のレベル分けが主に使用されている（**【図】参照**）。レベル3以上になると，自動運転システム作動時には，全ての動的運転タスク＊1をシステムが実行可能となる。このうち，レベル5では，行き先の指示等を除けば，人間の運転への関与は不要となる。レベル4は，それが限定領域内でのみ実現可能となる。そして，システムが作動継続困難な場合に，レベル4，5では，システムによってリスク最小化のための対応（路肩停止等）が取られるのに対し，レベル3では，システムからの介入要求にドライバーが適切に応答することが必要となる。

【図】自動運転レベルの定義の概要＊2

レベル	概要	安全運転に係る監視、対応主体
運転者が一部又は全ての動的運転タスクを実行		
レベル0 運転自動化なし	• 運転者が全ての動的運転タスクを実行	運転者
レベル1 運転支援	• システムが縦方向又は横方向のいずれかの車両運動制御のサブタスクを限定領域において実行	運転者
レベル2 部分運転自動化	• システムが縦方向及び横方向両方の車両運動制御のサブタスクを限定領域において実行	運転者
自動運転システムが（作動時は）全ての動的運転タスクを実行		
レベル3 条件付運転自動化	• システムが全ての動的運転タスクを限定領域において実行 • 作動継続が困難な場合は、システムの介入要求等に適切に応答	システム (作動継続が困難な場合は運転者)
レベル4 高度運転自動化	• システムが全ての動的運転タスク及び作動継続が困難な場合への応答を限定領域において実行	システム
レベル5 完全運転自動化	• システムが全ての動的運転タスク及び作動継続が困難な場合への応答を無制限に（すなわち、限定領域内ではない）実行	システム

3　現行法下における民事責任

(1)　概要

レベル3以上で，運転をシステムに委ねることが許容されている間に生じた事故につき，自動車の利用者には，原則として運転上の過失が認められない。他方で，その場合でも，少なくとも自動車の所有者等＊3は原則として運行供用者責任（自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」という）3条）を負い，自賠責保険等から保険金等が支払われるため，対人事故の被害者救済に大きな支障は生じない。

事故原因としては，自動車の欠陥，道路インフラや車外装置の瑕疵，外部データ＊4の誤謬，通信遮断，マルウェア，ハッキング等もありえ，原因に応じて，メーカー等（完成車メーカー，輸入者，部品業者等），ソフトウェア開発者，販売者，修理業者，道路管理者，データ提供者，通信事業者，ハッカー等が責任主体となりうる。

(2)　運行供用者責任

運行供用者責任は，対人事故の場合における，危険責任（運転行為と自動車本体のそれぞれに由来する危険が不可分一体となったものが対象）と報償責任に基

＊1：自動車の走行のためにリアルタイムで行われる必要がある認知，判断，操作等をいう。なお，行き先の指示等は含まれない。
＊2：「官民 ITS 構想・ロードマップ 2018」（首相官邸HP）（https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20180615/siryou9.pdf）より抜粋。
＊3：本稿では，「自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者」（自賠法2条3項）を，「自動車の所有者等」と表記する。
＊4：例えば，GNSS（GPS等）情報，地図情報，V2X情報，インフラ情報等。

づく責任であり，運行供用者とは，運行支配と運行利益を有する者と解される＊5。自動運転の場合，運行支配の帰属に変更が生じうるところ，運行支配とは，「加害車両の運行を指示・制御すべき立場（地位）」と解され＊6，現に運転操作を行うことまでは必要とされない。そして，少なくとも自動車の所有者等は，自動運転であっても，車両管理等を通じて車両の運行を制御すべき立場にあるから，原則として＊7，運行支配を有し，運行供用者に該当する＊8。

免責3要件（自賠法3条但書）については，ドライバーの運転上の注意義務の軽減により，第1要件（運行供用者及び運転者の無過失）は充足されやすくなりうる＊9。しかし，システムの運転への関与度合いが高まる分，第3要件（自動車に欠陥・機能障害がなかったこと）充足の立証は困難になる。また，自動運転システムは，フェイルセーフの観点から，外部データの誤謬，通信遮断等があっても安全性を確保できるだけの冗長性を持って構築されるべきであるとも考えられ，そうだとすると，かかる事象が原因と疑われる事故の場合も第3要件充足の立証は困難となりうる。以上のことから，自動運転であっても，従来の運転同様，免責3要件が充足される可能性は乏しい。

以上の結果，自動運転中の対人事故の場合は，原則として，少なくとも所有者等が運行供用者責任を負い，強制保険である自賠責保険等によって被害者救済が果たされることになる。なお，他に責任主体が併存する場合でも，被害者は，立証の難易等の観点から，通常は運行供用者責任を追及することになる。

(3) 製造物責任等

事故が自動運転車の欠陥を原因とする場合，メーカー等は製造物責任（製造物責任法3条）を問われうる。なお，ソフトウェアや外部データ自体は「動産」ではないため，それ自体は「製造物」（同法2条1項）に当たらないが，これらに不具合がある場合には，これらが組み込まれた自動車につき，欠陥の有無を問いうる。

「欠陥」とは，「当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていること」（同法2条2項）をいい，製造上の欠陥，設計上の欠陥，指示・警告上の欠陥の3つに類型化される。例えば，センサーの性能限界による事故の場合，設計上の欠陥の有無が問題となり，標準仕様との差異，合理的代替設計の可否，ユーザーの合理的期待水準等が，その判断要素となると思われる。自動運転車に求められる設計としては，例えば，システムの情報処理能力の限界外にある場合におけるユーザーへの警告機能等がありうる。また，レベル3

＊5：最判昭43.9.24裁判集民92.369等。なお，運行供用者を「事故を抑止すべき立場を有する者」と規範的に捉える見解もある。

＊6：最判昭45.7.16裁判集民100.197等。なお，最判昭50.11.28民集29.10.1818は，より詳細に，「自動車の運行を事実上支配，管理することができ，社会通念上自動車の運行が社会に害悪をもたらさないよう監視，監督すべき立場」としている。

＊7：例外として，まず，所有者等が管理責任を尽くしていたにもかかわらず自動車を窃取された場合，その時点で運行支配を失う。また，所有者等が必要なセキュリティ対策等を講じていたにもかかわらず自動車をハッキングされた場合も，自動車盗難と同様の状況（無関係な第三者が無断で自動車を操縦）となるため，運行支配を失う。なお，ハッキングによる事故につき，盗難車による事故同様，政府保障事業での対応が検討されている。

＊8：既に我が国では，2025年頃までの過渡期は，レベル4までの自動運転につき従来の運行供用者責任を維持する，との整理がなされている。ただし，具体的にどの範囲の者が運行供用者に該当するのかは必ずしも明らかではなく，また，レベル5については未整理である。この点，従来，運行供用者とされてきた者は，自動運転レベルの如何を問わず，運行支配を基礎づける事情に変わりはないため（自動車使用者（所有者等，無断使用者，泥棒等）は，車両管理等を行うべき立場に変わりはない。また，他人による運行を監視，監督すべき者や主観的又は客観的に容認していた者も，その立場に変わりはない），運行供用者に該当する，と考えることも可能と思われる。他方，無人運転タクシーの乗客が，従来のタクシーの乗客同様，運行支配を有しないことになるのかも別途問題となり，これに関連して様々な論点が生じる（乗客自らが直接システムに対して行き先の指示等を行うものと整理されるのか，かかる行為は，自動運転車の装置の目的に従った操作として「運行」に当たるのか，乗客は運行を制御すべき立場にあるのか，それは利用時間の長短によって変わりうるか等）。また，無人運転タクシーの乗客と無人運転レンタカーの借受人とで運行支配の有無が異なるのか，異なるとすれば，それはいかなる違いによるものなのか等の論点も生じる（なお，無人運転の場合において，レンタカー事業とタクシー事業とで規制を分けることに合理性があるか否かも，別途問題となりうる）。

＊9：ただし，今後，運行供用者等の点検・整備義務の内容として，適時のソフトウェア・アップデート等が追加されることもありうる。

の場合，適切な運転タスクの引継ぎがなされるような設計上の工夫が求められる。

製造物責任の発生には，欠陥が，メーカーによる引渡し時に既に存在していたことが必要となる。なお，一定の場合には，ソフトウェアの最終アップデート時を引渡し時とみなすことも解釈上ありうる。

また，ソフトウェア会社に対する責任追及や，自動車自体の損害についての責任追及等の際には，不法行為責任（民法709条）を根拠とすることが考えられる。なお，ソフトウェアの重大な不具合が発覚した場合に，メーカー等にリコール義務（道路運送車両法63条の2等）が生じうることとは別に，ソフトウェア会社等に信義則上のアップデート提供義務が生じる（その懈怠が過失を構成する），との解釈（又は立法）も採用しうる（ただし，強制的なアップデートの可否等，解決すべき論点は多い）。

4　現行法における課題とその解決策

(1)　走行記録装置の設置義務化

責任所在の明確化のためには事故原因究明が必要であり，そのためには，自動車搭載の記録装置（ドライブレコーダー，EDR（イベントデータレコーダー）等）によって自動車の挙動に関する十分なデータが記録・保存され，市場で入手可能な読取装置によって簡便な方法により当該情報を解析，評価できることが重要となる＊10。既にドイツではデータ記録義務の規定が新設されており，我が国でも2020年を目途にデータ記録装置の設置義務化が検討されている。また，記録すべきデータ要素，データの個人情報保護法上の位置づけ，データ保有者の事故時の記録提出義務，データ保存のあり方（保存主体，保存容量，保存期間，上書き・改変・消去の防止措置），被害者等が当該データや解析結果等（刑事記録も含まれうる）を容易に入手しうる方策等も検討の余地がある。

(2)　対物事故の被害者救済の方策

自動運転による対物事故の被害者は，自動車の所有者等やメーカー等に対する責任追及のためには重い立証負担を負う＊11。この点，任意保険，具体的には，加害者側が加入する費用保険（被保険者が法律上の損害賠償責任を負わない場合でも，被保険者が被害者に対する補償を提供するために支出する費用＊12を補償する）又は他人（被害者）のための保険等によれば，迅速な被害者救済が可能となる。その他，製造物責任追及を容易にする方策＊13も検討の余地がある。

(3)　求償の実効性の確保

保険金又は賠償金の支払いにより被害者救済を果たした保険会社等は，製造物責任を負うメーカー等に対して求償請求が可能になる。しかし，高度な技術を用いた複雑・精密な製品である自動運転車に，引渡し時点で欠陥が存在していたことを立証することは，技術的に難易度が高く，求償が奏功しない可能性が高い（なお，求償にかかる費用の分，保険金の支払原資である共同プールが毀損されることになる）。

＊10：なお，自動運転の場合，ドライバーですら，運転上の注意義務が軽減されていることにより，事故状況を目撃していない場合もありうる。

＊11：この点を解消すべく，対物事故の場合にも過失責任主義を修正することは，立法論としてはありうる。ただし，対物事故を自賠責保険における保険事故に加えることについては，自賠責保険がノーロス・ノープロフィット原則の下で営まれる強制保険であること（所有者に加入義務が，保険者に引受義務が，それぞれ課される），対物事故（発生件数が多い。また，対象の種類が多岐にわたり，定型的かつ客観的な損害額算定が比較的困難）を自賠責制度に取り込むと制度の円滑な運用が阻害される懸念があること等に鑑みると，なお慎重な検討が必要となる。

＊12：このような費用負担には社会通念上妥当性が認められるため，被保険利益は存在し，保険の利得禁止原則には反しないものと考えるべきである。

＊13：事実上の推定（システム作動中の事故につき，システムが通常用法通り使用されていた場合の，欠陥の推定等）の活用のほか，法律上の推定規定の新設，メーカー等の情報開示義務（開示対象は，同一型式車両の事故データ，検査等における安全性に関わる情報等）の新設等が考えられる。

そこで，公平な責任分担と，求償の社会的コストの極小化のため，求償権行使の実効性確保のための仕組みが必要となる。例えば，走行記録装置の設置義務化（前記⑴），製造物責任追及を容易にする方策（前記⑵参照）のほか，リコール等の情報の活用（広義のリコールの情報も活用しうる），中立的な事故原因調査機関による調査結果の活用＊14，保険会社とメーカー等がデータ解析や協議を行う協力体制の構築（中立的なADR機関の関与等）が考えられ，この点，関係省庁等で検討がなされるものと思われる。

⑷　対人事故における適切な責任分担のあり方

自動車の欠陥が事故原因に占める割合が増加した場合，現行の「運行供用者責任による製造物責任の肩代わり」の仕組みは，最終的責任主体への責任追及のあり方として迂遠であり，求償に伴う社会的費用の増大をもたらす上，求償不奏功となった場合には責任分担に不公平が生じ，メーカー等に事故防止のための適切なインセンティブが付与されないことになる＊15。

この問題点を解消すべく，立法論として，メーカー等に自賠責保険料を事前拠出させる制度（ただし，保険料率の算出が困難），メーカー等を自賠責保険の被保険者に追加し求償関係を解消する制度（ただし，所有者等が不公平感を抱く可能性が高い），製造物責任への一本化（ただし，被害者救済の後退が懸念される），メーカー等に「システム供用者責任」（製造物責任よりも広範かつ証明責任が重い）を負担させる制度（ただし，メーカー等に過大な負担となりうる）等が検討されうる＊16。

⑸　自損事故の被害者救済の方策

自動運転システム作動中の自損事故の場合，搭乗していた運行供用者は，自賠法の保護の対象たる「他人」には当たらず＊17，自賠責保険による補償はなされない（自賠責保険は，事故補償的機能を有しつつも，あくまで責任保険であるから，かかる帰結は必ずしも不当ではない）。自損事故の場合，メーカー等の製造物責任等や販売者の債務不履行責任等の追及，任意保険（人身傷害保険）を活用した対応が適当と考えられる。

⑹　過失相殺のあり方

自動車同士の衝突事故で，被害自動車の自動運転システムに不具合が存在した場合，これは加害者との関係では被害者側の事情であるから，当事者間の公平な損害負担の観点から，素因減額同様，民法722条2項の類推適用が可能と考えるべきである。また，自動運転による事故の場合でも，外形的事実により過失相殺率を判断する現行実務の枠組みを維持することが，迅速かつ公平な紛争処理に資するものと思われる。

5　ジレンマ状況における民事責任

自動運転システムがジレンマ状況（ある法益の侵害を避けるためには別の法益を侵害せざるを得ない状

＊14：例えば，NALTEC（独立行政法人自動車技術総合機構）が調査を担うことが考えられる。また，消費生活用製品の製品事故に関する制度のあり方（消費生活用製品安全法35条～39条。例えば，NITE（独立行政法人製品評価技術基盤機構）による調査（36条4項）等）も参考となりうる。

＊15：このほか，運行供用者が，自らがコントロールできない事柄（メーカーによる引渡し時以前の欠陥の不存在）についても重い証明責任を負うために，実際には欠陥が存在しないにもかかわらず，それを立証できず，運行供用者責任を負う結果となる場合がある（しかも，この場合，欠陥が存在しない以上，求償は不可能となる），という問題もある。

＊16：このほか，解釈論として，レベル3以上の自動運転システム作動中は，メーカー等が（運転代行業者同様に）運行供用者になる，と解釈することも，ありえなくはない。ただ，かかる解釈を採用すると，運行支配，運行利益の概念が広がりうる点には，留意が必要となる。

＊17：「他人」とは，運行供用者及び当該自動車の運転者を除く，それ以外の者，と解されている。なお，仮にメーカー等が（運転代行業者同様に）運行供用者になると解する場合，搭乗していた運行供用者は，運行支配が間接的，補助的なものにとどまっていることを理由に，「他人」に当たると解される余地があり，その場合，この者も自賠責保険による補償を受けられることになる（最二判平成9.10.31民集51.9.3962参照）。

況）に直面し，行動選択した結果生じた事故につき，法的には，主に設計上の欠陥の有無が問題となりうる＊18。まず，そもそもジレンマ状況を未然に回避できるよう，設計上の工夫がなされるべきである。この点に問題がない場合，次に，ジレンマ状況におけるＡＩの判断内容，ひいては設計者によるＡＩの設計内容の妥当性そのものが問われる＊19。行動選択の有力な基準として，人命最優先，及びそれを前提とした損害最小化等が考えられるが，それでも判断が困難な場合もあるし，常に妥当な帰結が導かれるとも限らない＊20。また，人同士のジレンマ状況の際に，人の数，属性，特徴，致死率，落ち度の大きさ等の個別的事情に着目すること又はしないことが許されるのか，また，自動運転車の搭乗者と車外の者との優先関係をどう決するかは，特に大きな問題となる＊21。こうした点につき，社会規範の確立が待たれる＊22。

6　補論：ロボットの民事責任

将来的には，自動運転車のみならず，ＡＩを搭載したロボットが第三者の法益を侵害した場合の民事責任の所在も問題となりうる。ＡＩが，自ら学習した上で，自律的判断を行う（その判断過程は不透明となりうる）場合＊23，ロボットの背後にいる関係者（開発者，製造者，データ提供者，所有者，管理者，利用者等）への帰責が困難になりうる。この点，危険責任，報償責任等の法理に基づき，立法又は解釈により，一定の者に中間責任又は無過失責任を課すことが考えられる＊24。他方，適切な注意を払うインセンティブを付与する観点から，関係者や第三者に，新たな注意義務等が生じる可能性もある。

被害者への確実な補償のためには，保険の活用が有用である。その際は，被保険者のあり方（ファースト・パーティ型かサード・パーティ型か），補償の仕組み（ノーフォルト型保険，費用保険，他人のための保険等の採否），保険料負担者のあり方，付保強制の有無，政府保障事業による補完の有無，被害者の訴権制限の有無，社会保険化の当否（及びその財源）等，保険のあり方の選択肢，論点は多岐にわたる。なお，不法行為責任による法益侵害の予防・制裁機能を確保する観点から，料率や免責事由等の設計に工夫＊25が必要となる。

＊18：仮に法的には問題がないと評価されたとしても，倫理上の問題は残り，メーカーにとっては，レピュテーションに関わる事柄となる。

＊19：なお，自動運転の場合，従来の運転とは異なり，設計者は行動選択につき設計時に十分な検討の機会を有し（それゆえ，緊急状況ゆえの違法性・責任の減少は認められない），また，自動運転車は，事故直前の時点で，周囲の状況を瞬時に正確に認識できる可能性がある。

＊20：判断が困難な場合として，例えば，物損が間接的に重大な人身損害に繋がりうる場合や，人命保護のためには交通ルールに違反せざるを得ない場合等が挙げられる。また，損害最小化という基準は，一見，妥当な帰結を導くように思われるが，高価品回避による富裕者優遇，損害軽減策が講じられた対象の標的化（安全へのディスインセンティブ），対象の属性等に着目することによる差別的取扱い等，必ずしも妥当とは言い切れない事態に繋がる懸念もある。

＊21：この点，トリアージや，臓器移植のレシピエントの選択等，医療分野における知見が参考になると思われる。

＊22：既にドイツでは，自動運転に関する倫理規則が定められている。我が国でも，ＡＩ開発ガイドライン等の策定に向けた検討がなされている。

＊23：ただし，このような自律型のＡＩの開発は，未だ，道半ばの状況である。

＊24：製造者等の責任の検討においては，製造物責任の追及を容易にする方策や，ＡＩシステムの供用に係る責任の新設等が考慮に値する。所有者等の責任の検討においては，当該ロボットを，自律性の度合い，内在する危険の内容，関係者によるリスク・コントロールの難易度等の観点から，責任無能力者，被用者，請負人，土地工作物，動物，自動車，工場等（民法712条～718条，自賠法3条，大気汚染防止法25条等参照）と比較する作業も有用と思われる。このほか，関係者の責任制限等の観点から，専用法人格（SPC，又は，ロボット自体に付与された法人格）を独自の責任主体と扱う方策も考えられる（この場合，被害者補償の要件や責任財産の保全策等の検討も必要となる）。

＊25：例えば，用途・種類・型式等に応じた料率区分，等級制度・メリット制等の採用，データに基づくリスク特性に応じた変動型の料率算出の手法の採用，少額免責の設定，無事故返戻金の設定等が考えられる。

パーソナルスタイリスト

政近 準子さん

パーソナルスタイリストの日本での創始者として，政治家，タレントのみならず個人のスタイリングや，講演，執筆など幅広く活躍中の政近準子さん。なぜ日本でスタイリングサービスを始めたのか，会社設立のこと，被災地復興へのファッションを通じての思いなどをお聞きしました。

聞き手・構成：佐藤 光子，味岡 康子
写真撮影：坂　仁根

―― 政近さんはパーソナルスタイリストの創始者ということで，ファッションデザイナーとして渡伊し，帰国後パーソナルスタイリストを始めたということなんですけれども，どのようなきっかけで始めたのですか。

ファッションデザイナーとして渡伊したわけですが，ファッションデザイナーは洋服から世界観を作るクリエーターの仕事として世界的に共通して評価され，認められています。

しかし，日本ではスタイリストはただ洋服を運んでくるだけのような位置付けとされ（バブル崩壊後は特に）職業的な価値の創造が世界と比べ，劣っていると感じていました。

スタイリストの仕事は，今日本で一般的に思われているようにタレントさんだけを相手にするというのではなく，海外では企業のトップや政治家などに対して服装をきちんと指南するという仕事がまずあって，感性だけに頼る仕事ではないのです。帰国したときに，ここが一番日本で欠落していると思いました。このままいくと，モデルさんやタレントさんは何となくテレビ局に行けば服が置いてあって，メークもしてもらってというようなことを繰り返しやっていくでしょうけれども。当時は一般の企業のトップをはじめ，政治家もほぼスタイリストが付いていませんでしたので，これでは世界から完全に遅れていくと思いました。

―― 仕事としてのダーゲットは，当初は企業のトップや政治家だったのですか。

海外だとパーソナルショッパーはパーティ文化の中で発展したものでもあり，いわゆる富裕層といわれる方が主な顧客なのですね。日本は，貧富の差は分からない国と言われています。パーティも，招待状が来れば何となく行ってしまう。企業トップや政治家の方以外でもパーティと言われる集まりに行く方は増えましたよね。しかし，服装というのは，もともとの歴史上，身分が見て分かるといったような格差を分かりやすくするために発展してきた側面があります。日本の場合は目に見えない格差があるにもかかわらず，それはタブーとされているので，服装表現も均質化に向かう傾向があり，洋服の基本とは何か，自身の立場やソーシャルによってどこまでが求められOKなのか，きちんと判断できない状態に陥っていると言えます。

日本では今や，着物を着なくなって洋服を着るようになっていますが，着物もちゃんと着られない，洋服も分からないという国民になってしまっています。今

グローバル社会と言われるようになり毎日服を着るのであれば，アドバイスをしたり，教育できるプロがいなければ，世界で恥をかくということが起きているのです。日本人って知的な人は多いのです。実際イタリアで暮らしたら，特に日本人全体としての知的さを実感しました。でも，服装で負けるのですよ，完全に。プレゼンテーションをしても説得力が無い，パワーが伝わらないなど。その結果，あまりリスペクトされないということに繋がっていく。見掛け，立ち居振る舞い，マナーなど，悪い意味ではなく，それが伴ってこそ知的な部分も生きてくると思います。

── 着る物に対しての教育的なことが日本人に必要と思われたわけですね。

私も自分の子供が生まれる時期に起業していますから，これはもう自分の子には教えられるけれども，ほかの人は仕方がないみたいなことになるのは違うなと。日本人全体に服装について考えてほしいという思いがありました。何か聞きたいことがあっても，聞ける場所がないので，微力ながらもそういう会社を立ち上げる必要性を感じたのです。

例えばベビーカー問題とか，どうして日本人って赤ちゃんの乗ったベビーカーが入ってきて，電車でこんなに冷たいのか。ネット上で論争されているなんて，日本だけですよ。例えばヨーロッパだったら，10歳ぐらいの男の子が，ある意味命懸けで絶対的にエスコートするし，ちょっと駅で困っていたら，ささっと子供が行ってエレベーターのボタンを押してみたいな。それは服装から全部教育をされている1つの行動なのですよね。服装だけ決めていて，エスコートという行動が伴わないということもないわけです。

── それで一般の方々もターゲットにされたわけですね。

ただ，そうなると最初はクライアントが1人もいないところからのスタートです。「え？　お金を払うの？」とか（笑）。でも私の目標は，当たり前に，「それいいわね，いくらなの？」と聞いたときに，「だいたいこれくらい」「ああ，それはそうよね，プロだったら，それぐらいは」と世の中に服装の価値を伝え，認識を変えることにありました。なかなか難しいことです。何のためにそれを日本でやるのか。例えば子育てだったら，お母さんたちの概念を変えなきゃ，何も変わらないわけです。

帰国した頃に，衣食住でいう食は食育ということで少し進んできていましたが，洋服に関しては本当にゼロで。誰も，今日着ているものを含めて言及もしない。何のためにイタリアからそういう思いを持って帰ったのかと。この職業に対して自分以外の人間も，やりたいという人が出てこなければ意味がないわけです。そのすべてを考えたときに，これはもっと世の中に，一般の人が行ってもいいのだ，相談してもよさそうだという機関をつくらなきゃいけないと思いました。それで，ファッションレスキューという分かりやすい名前を付けて会社を立ち上げました。

── 会社の立ち上げの時期は，政近さんご自身もご病気で大変な時期だったのですよね。

その時期に自分が大病をしまして，今もその病気と闘いながら生きてはいるのですけれども，薬の副作用で肌もぼろぼろになっていく。もうファッションが一番つらいものになってしまったのですね。

家族にもあたったりしたのです。ある日，家族がこんなに心配してくれているのに，その人たちを傷つけるのかと「はっ」として，その日からですね。笑顔で，もう一度おしゃれをして，心を入れ替え仕事に復帰したのです。

それまでは，外に出るとみんな見るのですよね。「かわいそうな人。ああ，触れちゃいけない」みたいな。

だけれども，気持ちを変えて，おしゃれをして，電車に乗ったら誰も見ないのですよ。人は，そのオーラで人を見ているのだということがよく分かりました。自分の心が人の態度まで決めていくというか。

自分が一歩出られた「きっかけ」というのは，服だったのです。そのときに，非常に服にレスキューされたなと。私の場合は目に見える病気ですが，心の病とか分からないですよね。明日死にたいと思っている人も見た目では分からない。でも，もしかしたら生きにくさとか，そういうのを感じている人にとっても，私がふと考えを変えられたように装いから救われる人というのはいっぱいいるのではないかと思いました。

その後，保育園のママたちから「スタイリングしてもらえるならしてほしい」という声もかかりだし，日

政近準子さんの著書

『服は、あなた。』
マイナビ出版／2016年10月発行

『一流の男の勝てる服
二流の男の負ける服』
かんき出版／2013年2月発行

経新聞一面に取り上げていただいてからは電話が鳴りっぱなしというほど需要が広がっていったのです。

―― 今はかなり，顧客層は広がっている感じですか。政近さんの場合，最初のカウンセリングにしっかり時間をかけるのですね。

今は「パーソナルスタイリスト」と検索で70万件ぐらいヒットする時代になっています。日本というのはハレとケという言葉があるにもかかわらず，今はそれも衰退してきました。例えば旅行に行くときも初詣に行くときも，いつもの休日と同じ格好で行くでしょう。

礼節とか，ここは外しちゃいけないというところをまず教えていく。そういった基本の積み上げから始まって，向かう先があります。質の高い自信を持つということは，最終的には服装でいうと自由度が上がってくるということです。例えば少し自分には着られそうもないなというものを着ていらしても，さすが，あの人であれば許されると。着る人と着る服をどう伴わせていくのかというのが，うちのサービスの一番の根本なのです。カウンセリングでは人となりや行動範囲，これからの目標などをきちんと聞いて，誰が聞いても納得がいくという人物に装いからサポートして差し上げていくということになります。

―― 政近さんから見て，弁護士のファッション，服装で何か思うところはおありですか。

うちに来られている非常に優秀な若い弁護士さんは，東大大学院生のときから知っていて，最後は官僚になるか弁護士になるか非常に迷い，最終的に弁護士になるのですが，理由はボスが服装も含めてかっこいいと。ああいうふうになりたいと。軽いようですけれども深いと思います。それだけ知的な若者が，そこで最終的に選んでいく深さがある。

だから，本能的に人間ってそういう人にあこがれますよね。これはドクターもそうです。治してくれたらいいようですけれども，あの先生がいいなぁ，というときに，何でというと清潔感があるとか，あの先生のすてきな雰囲気を見ているだけで病気の半分が治ったとか（笑）。これは本当によくある話なのです。うちはドクターのお客さんも多いです。

―― 福島や山形にも行かれましたよね。震災の5年後，福島に行ってファッションショーをされたとか。ファッションが人を元気にしていくというお話も，お聞きしたいです。

ファッションレスキューが，東日本大震災のときはもう大打撃で，電話が1本も鳴らなくなったんですね。ファッションレスキューという名前だけで，「服装レスキューしている暇があったら福島へ行け」とか，ものすごい書き込みをされました。ですが結局は，ファッションレスキューを救ったのは被災地の人たち。「政近さんたちが大変なのは分かります。自分たちは本当はおしゃれしたいのに言えない。最初は思いましたよ，周りの近所の人もお亡くなりになって，こんなつらいことはない。もう生きているだけでいいと思ったけれども，人間ってね，1カ月もたったら口紅を引きたくなるのよ。汚い服を着ていたら，余計みじめになるから。本当はおしゃれももっと復活したいけれど

も，言える空気じゃないの。お互いつらいですね」と，皆さん来てくださいました。そういう人たちにファッションレスキューは救われたのです。だから，恩返しですね。

震災から5年たった時，福島の方々が私たちは服装を考え，おしゃれをするまで元気になったことを世界中に伝えることが本当の復興だ，ぜひやってほしいと言われて。モデルさんとして二本松の市長や福島市長も出演してくださり，政治が動きましたね。テレビやメディアも相当動いてくださり，本当の意味の復興ファッションでのショーでしたね。

私はイタリアで暮らしていて，被災者全員，すぐホテルに泊めてもらえるというのを実際目にしました。体育館に押し込んでしまうのが当たり前のようになっている日本は，非常に残念な対応だと感じます。豊かというのは，別にすごいものを着て，すごくおいしいものを食べることだけじゃ全然ないです。すべての人が本当はどう生きたいのかというテーマの中に，服装は必ず関係してきます。

── 政近さん自身が今後こういうことをやりたいとか，お仕事を通じてこういうことを変えていきたいとか抱負がありましたら，教えていただきたいんですけど。

装う力，パワーオブドレッシングという概念を伝え，一家に一人はその勉強をきちんと受けた人がいる，という世界を創っていきたいです。それが少しずつ浸透していって，今きちんと服装の勉強を始められた方々は1500人ほどになります。今時点では装力の学びの質を上げていきたいなと。装力の知識やスキルを身につけた最後は，皆さん死ぬとき何を着て死にますかという話にもなりますね。

何を着てあの世に行くか。でもそれはイコール生きることと同じで，生きている間にきちんと残った人たちが困らないように考えて。そうでなければ全員白装束であの世に行くことになってしまう。うちは父が亡くなった時，母が新しい着物を用意していたので，美しい父らしい姿であの世に行くことができました。その人らしく死ねないと非常にもったいないなと思います。本当に生きている間に一緒に考える人がいた方がいいと思っていて。そういう話を今実際プロジェクトとして，始めるのですけど。

── そうですか。これから考える人が増えそうな。

あとは，遺影です。私は，父のときは遺影を用意してなくて，これだよねって選んだのが，孫たちとも一緒にいて，カジュアルな服装で。顔もそれに伴った表情をしているのに，上がってきた遺影はいきなりネクタイを付けられているのですよ，合成で。それを見て非常に違和感がありました。

生きているときに本人の意思を聞いてもいいし，周りがどういうものを飾って毎日あいさつしたいのか。それは生きていても亡くなっていても思いがある限り，その方の面影を表現していくということはどう生きるかにつながることだと思います。

── 最後に，弁護士や弁護士会に対して思うこと，期待することはいかがですか。

服装というのは，見えやすいし，それで判断されたくないとも思いやすい。人間中身だという気持ちを強く持たれている方は多いと思います。弁護士さんは仕事がきちんとできさえすれば何も支障はないと。そこが頂点になっているような気配があった。中身の充実があるのであれば，それがにじみ出ていく服装なり見え方が身に付けられているのかというテーマを持っていただきたい。そうすると，逆に本当のいい意味の弁護士へのあこがれということの幅が，子供から見ても，同じ大人同士でも，何となく，バッジを付けているからではなく，広がっていく。そうして何かその方の人間らしさが伝わってくる，というふうに変わっていただきたいなと思います。そうするとさらに弁護士業の信頼と誠実さに，程よい個性が加わり，よりリーダー的憧れを抱かれる存在になられるのではないかと思います。

── 貴重なご意見等をいろいろいただきまして今日はどうもありがとうございました。

プロフィール　まさちか・じゅんこ

1965年広島県福山市生まれ。日本を代表するアパレル企業ファッションデザイナー出身。25歳でイタリアへ移住後【その人を耀かせる服を提案できるパーソナルスタイリング】の必要性を提唱。帰国後2001年に起業し政治家，経営者，ビジネスマン，主婦など幅広い層のスタイリングを手掛け累計顧客は2万人を超える。日本で初めて高島屋にてカウンターを設け百貨店サービスを展開。現在はパーソナルスタイリストのプロ育成だけでなく，一般の方々をはじめ団体・法人向けに装力講座を開発し教育事業にも注力。NHK等メディア出演多数，書籍出版は10冊を超える。

理事者室から

副会長の一日

副会長　石原 俊也（47 期）

主な担当業務
司法修習，給費制，若手支援，新進会員，財務，会費減免，会館，育英財団，厚生，選挙管理，領域拡大，個人情報保護，むつみ会等

今回は，副会長の普段の業務内容を紹介したいと思います。

副会長は，平日は，特別な行事等がなければ，担当する委員会等の会議に出席し，残りの時間稟議書と伝票の決裁や，職員相談をして一日を過ごしています。私の場合，一日平均して稟議書は40～50件，伝票は20～30件，相談は5～10件程度処理しています。

稟議書とは，弁護士会の対応が必要となる様々な問題について，職員の考えた対応策と関係資料がセットされた書類で，それに承認印を押すのが決裁です。

稟議書を決裁するにあたっては，自分のところで承認して終わらせるか，理事者会に付議して役員全員で協議して対応するか仕分けるため，中身の全てに目を通す必要があります。それに対し，伝票の決裁は，添付資料と伝票の数字が合致しているか確認するだけですが，電卓を片手に計算しながらの作業となるのでそれなりに時間がかかります。

職員相談は，担当職員が様々な問題への対応・解決策に迷っているときに，稟議書を作成する段階で相談に来ることですが，職員の皆さんは基本的に関係する条文や先例を全て理解しており，それにもかかわらず解決法がわからない場合に相談に来る訳なので，話を聞いても解決法はおろか何が問題点かさえわからないことも多々あります。そのような場合は，役員室にいる他の副会長の皆さんの力を借りて解決します。

問題点や課題について迷うときは，私の左隣の席に座っている坂口副会長か，坂口副会長がいないときはその隣の席の海野副会長に尋ねると，「石原君，それは○○が問題になるけど，△△も課題となるからその点にも気をつけたほうが良いよ」とか，すぐにアドバイスをくれます。お二人は役員室のムードメーカーでもあって，坂口副会長はいつも冗談ばかり言って私を笑わせていますし，海野副会長は普段声が大きいと皆から文句を言われていますが，海野副会長が役員室にいないと，逆に皆が今日は静か過ぎると言って寂しがっています。

条文や規範に疑念があるときは，海野副会長の向かいの席に座っている市川副会長に尋ねれば即座に解決してくれるうえ，しばらくして紙を印刷して持ってきて「石原さん，さっきの問題を解決するための基準を考えて一覧にしておいたから，参考にしてみて」と渡してくれたりします。

他会の対応を知りたいときは，市川副会長の右隣の席に座っている道副会長に聞きます。道副会長は「そのことなら日弁連の○○さんが詳しそうね」とか言いながらその場で電話番号簿を見ることもなく電話をかけて，結果を教えてくれます。

道副会長は，文章作りにも長けていて，微妙な言い回しに悩んだときなど，皆が文案作りの最後のチェックを道副会長に頼んでいます。

筆頭の石黒副会長は，指示能力，事務処理能力がずば抜けており，急な問題が起きても，即座に解決法と手順を決め，他の副会長と職員を集めて各自に役割を割り振り，作業内容を指示してさっさと解決してしまいます。

決断に迷うときも，石黒副会長に相談すると，たちどころに「こちらの案は○○の長所と××の欠点があって，そちらは△△だから，こちらがいいわね」と判断してくれます。

ちなみに安井会長は，普段は，大きな方針を示してあとは我々副会長の協議にまかせるスタイルを取られていますが，決裁書類は全てしっかり見ていて，時々「この前決裁した○○の何行目は△△としたほうが良いのではないでしょうか。ご検討ください」のような丁寧なメールで，6人の副会長が話し合っても気づかなかった重要な点の指摘をなされたりします。ただ一つ会長で困ることは，なにかとべたな駄洒落を飛ばしまくることで，道副会長が「会長，そんなに駄洒落を言うなら，東弁広報ツイッターに連載しますから，これから毎日必ず三つ作って提出してください」と言ったときも，すかさず「いつもはお金をもらわないけど，それならしゃれーが欲しいなあ」と返していました。

我々が業務を開始して早5か月が過ぎましたが，残りの期間も，これまでと同様，チーム安井としてチームワーク良く課題を解決して行こうと思いますので，どうぞよろしくお願いいたします。

今，憲法問題を語る―憲法問題対策センター活動報告―

第83回　憲法問題における弁護士会の「政治的中立性」とは？

憲法問題対策センター シンポ・企画部会 部会長　伊井 和彦（37期）

憲法改正をめぐって，国会の動きは風雲急を告げている。今年3月24日に自由民主党の憲法改正推進本部が明らかにした憲法改正に向けての条文イメージ（たたき台素案）では，特に憲法と自衛隊の関係について，「憲法9条1項2項は変えず9条の2として自衛隊の存在を明記」という案を掲げており，秋の臨時国会で一気に憲法改正発議まで行くのではという見方もあり，情勢は混沌としている。

日弁連は，本年5月25日の定期総会でこの自衛隊明記問題に対し，「立憲主義を堅持し，恒久平和主義の尊重を求める立場から課題ないしは問題を提起する」という決議を行っているが，上記の政治情勢からしても，国会に具体的な改正案が提示されれば，それに対する具体的な見解を，日弁連や各弁護士会は改めて問われることになる。

もっとも，このような憲法改正問題について，日弁連や各単位会が一定の方向性を持った意見を述べることには，外部からも，そして弁護士会内部においても，強い異論がある。すなわち，「憲法改正問題は憲法解釈の問題ではなく政治問題であり，弁護士会は政治的中立性を保つべきで，意見を言うべきではない」「強制加入団体である弁護士会で，各個人の思想信条に関わり意見が割れる憲法問題については，意見を決めるべきでない」という反対論である。

しかし，弁護士法1条は，1項で「弁護士は，基本的人権を擁護し，社会正義を実現することを使命とする」と謳い，2項で「弁護士は，前項の使命に基づき，誠実にその職務を行い，社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならない」としている。そして，その個々の弁護士の使命の達成を図るため，弁護士会が，基本的人権の擁護及び社会正義の実現の見地から，法律制度の改善等について会としての意見を明らかにし，それに沿った活動をすることも，弁護士会の目的の範囲内である（同法45条2項，31条1項参照）。ここで「基本的人権の擁護」とは，人権を侵害するおそれのある「公権力」からの擁護のはずで，その意味で，私たち弁護士及び弁護士会は，常に「権力に対峙」してその言動をチェックする立場にあるはずである（弁護士自治もそのためのものであろう）。

そうであれば，権力の側からの法制度の改正，まして最高規範であり立憲主義の砦である憲法の改正問題には，常にそれが恒久平和と人権尊重という憲法の基本理念を危険に晒さないか，猜疑心を持ってチェックし，問題点があればそれを指摘して国民に問題提起し，問題点が是正されなければ是正を要求することこそ，弁護士会の本来的な使命である。

それなのに，政治家の間で意見が対立し弁護士会の中でも意見が割れたからと言って，それを「政治問題」と呼び「政治的中立性」という言葉で「弁護士会は意見を言うな，何もするな」ということになれば，憲法改正問題について弁護士会の本来的使命をおよそ果たすことは困難になってしまう。

本来，弁護士会にとっての「政治的中立性」とは，対峙する権力がどのような政治勢力であろうと（どのような政党が政治権力を握るかにかかわらず），常に猜疑心を持ってチェックするという態度を変えない，政治権力に対して決して媚びず恐れない，ということのはずである。

無論，個々の会員弁護士にはそれぞれの思想・信条の自由があり，支持政党もあるかも知れない。そして，弁護士会が強制加入団体である以上，会が一定の結論や方向性に従った言動をすることまでを個々の会員に対し強制することはできない。

しかし，会員間の意見が分かれた時に，民主的手続をもって弁護士会の意思を決めること自体は，弁護士会という単位での問題意識の提起であって，何ら個々の会員に思想信条を強制するわけではなく，むしろ前述の弁護士会の使命を果たしていくためには必須であろう。

憲法改正問題においても（敢えて言えば死刑廃止問題についても），意見が分かれることはむしろ健全で，大いに議論はなされるべきである。しかし，その上で，恒久平和と人権保障という憲法の基本理念の立場から，弁護士会が民主的手続をもって一定の方向性を決めて問題提起を行ったり意見を述べることは，決して「政治的中立性」に反するものではない。

当会の憲法問題対策センターにおいても，現在「自衛隊明記」憲法改正問題についての意見書を作成中であり，会員の皆さんに大いに議論していただきたい。

第45回 東京弁護士会市民会議 2018年7月19日開催

議題 弁護士への大量懲戒請求に係る弁護士会が抱える現状の課題と今後の対応について

2018年度の第1回目となる第45回市民会議が，2018年7月19日に行われた。今回のテーマは，「弁護士への大量懲戒請求に係る弁護士会が抱える現状の課題と今後の対応について」である。

まず，当会の海野浩之副会長，市川充副会長から，⑴懲戒手続の流れと運用状況，⑵懲戒手続の特徴，⑶弁護士自治と懲戒手続，⑷大量懲戒事案とは，⑸大量懲戒事案のどこが問題か，⑹日弁連の対応策，⑺当会の対応，⑻これからの対応策とその問題について説明がなされ，その後，意見交換が行われた。

本稿では，その際に委員から出された意見を紹介する（発言順）。

1. 大量懲戒請求に係る課題について

長友：大量懲戒事案の対象となった弁護士が受ける負担，弁護士会としての負担の問題については，一定程度理解できる。しかし，難しい側面もあるというのが率直な感想である。

懲戒制度について，我々の業務で類似しているものとしては，市の業務やそれに関わる職員の行為等に関して苦情を受け付けるオンブズマン制度というものがある。これは，市民の市政に対する理解や信頼を堅持したいということで制度を設けているものである。そのため，どのような問題に関するどのような立場からのご意見でも慎重に丁寧に扱うということをオンブズマンにお願いしている。今回の話とはやや次元は違うが，もし大量に苦情が寄せられたとしても，我々としては一つ一つ丁寧に対処していかなければならないのが大原則であると考えている。

濫用的な懲戒請求者に対して，懲戒請求の対象となった弁護士が損害賠償請求をすることもあり得るということに関しては，仮初めにもそれが懲戒制度に対する市民，国民の意識を委縮させないようにしなければ，そもそもこうした制度を設けている意義が問われるのではないかということはあえて申し上げたい。

弁護士会において，懲戒請求者や対象弁護士に書面を送付するための郵送費等が，財政面から問題となるということも理解できる。ただ，例えば請求の電子化等による対応の可能性を議論すべきで，それがために請求を委縮させてしまわないような配慮は十分になされるべきである。

津山：今後，会則改正などにより，濫用的な懲戒請求の場合には手続に差異を設けるとすると，請求の内容によって門前払いをするという話につながる恐れがある。内容により門前払いになることはないということへの担保については，会内で慎重に論議を重ねるべきである。

昨年12月25日付の「当会会員多数に対する懲戒請求についての会長談話」（LIBRA2018年2月号61頁掲載）は，多数の懲戒請求者から多数の対象弁護士に対してなされた，弁護士会の会務活動そのものに関する懲戒請求について，懲戒請求として受理しないこととした理由を丁寧に説明している。今後も，懲戒請求として受理しない，対象弁護士に弁明書の提出を求めない，などの扱いをするには，なぜその請求がそのような扱いになるのかを，きちんと説明できるようにすることが一番のポイントであると思う。

出席者・市民会議委員
（8人）
＊敬称略
＊肩書は2018年7月19日現在

磯谷　隆也（一般財団法人ゆうちょ財団監事）
江川　紹子（ジャーナリスト）
逢見　直人（日本労働組合総連合会会長代行）
岡田 ヒロミ（消費生活専門相談員）
田中　常雅（東京商工会議所副会頭）
津山　昭英（朝日新聞社顧問）
長友　貴樹（調布市長）
山本　一江（消費生活専門相談員）

懲戒制度を，あえて政治運動のために利用しようという人たちだけではなく，知らずに乗ってしまった人も多数いるということであるから，そうした人たちに懲戒制度とはどのようなものなのかということを理解してもらうことが大前提である。制度を健全化するためには，弁護士会から積極的に懲戒制度とはこういうものだということを広報していくしかないだろうと思う。

江川：大量懲戒請求や同じ理由で同じ人に何度も懲戒請求を繰り返すというようなものは，弁護士及び弁護士会に対する一種の業務妨害として受け取るべきではないか。

ある種カルト的な集団が，多くの人を扇動して懲戒制度を利用して弁護士及び弁護士会に対する業務妨害を行ってきたということについては，例えば弁護士会として，その首謀者を相手に訴訟を起こすということはできないか。全ての濫用的な懲戒請求に対してということではなく，例えば全国で懲戒請求の数が2017年約13万件に及んだという事案について，一つしっかりと裁判をやって，その結果が公表されれば，安易に業務妨害的な懲戒請求をすると自分にとって不利だということが共有されるのではないか。

田中：大量懲戒請求があったときに，手続上で一括処理をするというような対応はできないだろうか。例えば，書面を個別に送らないで公示するなど。そうした実務的な対応の方が，請求の内容によって対応を区別するということを回避できるのではないか。

私は市民としては，行政が大量の苦情であっても一件一件丁寧に対処するということは，税金をもってクレーマー対応をするということであり，ロスであると考える。弁護士会においても，当然ロスをしない方法を考えるというのが合理的であると思う。

大事なのは，その方法について，懲戒制度の一番大事な部分に見落としがないかということである。なぜそのように振り分けるのか納得していただけるような制度にしていく必要がある。

磯谷：今のネット空間での，まさに無節操，無教養，無自覚で言論を展開して，扇動して，また大量に扇動されて，ということに対する何らかの警鐘というものはあっていいと思う。対象となった弁護士が大量請求事案の懲戒請求者を提訴したことは理解できるし，判決が出れば今後の弁護士会の対応にも影響があるのではないか。

ただ，一方では，弁護士の自治を支える懲戒制度であるので，慎重に対応することが必要である。ネットに端を発したということもあるかもしれないが，個々の弁護士によって，返り討ちだとか，落とし前を，といった言葉がネット上で展開されていくのは，気持ちは分からなくもないが少し残念にも感じる。

それも，対象弁護士にはそれだけの負担がかかるゆえと考えれば，やはり弁護士会のところで慎重な判断の下に対応策をとるということが，非常に合理的で，納得感がある話になると思う。

ネット社会の無責任な言論という問題に対しては，根本的には，何らかの法教育的な機会が必要であると思う。そのためには，弁護士が濫用的な懲戒請求者に対する判決を取って，それを参考に対応を展開していくべきではないか。

山本：懲戒制度について，今までは上手くいってい

た制度が，今ちょっと上手くいってないということで，保守的な人は，運用が上手くいってないからではないかとか，特殊な懲戒請求者が出てきたからではないかと思われているのではないだろうか。

しかし，消費生活専門相談員として思うのは，消費者市民社会それは一人一人が自覚を持って社会で行動していくという考え方であるが，この消費者市民社会は一人一人が自分を実現していくというのは光の部分と闇の部分がある。この大量懲戒請求はまさしく闇の部分で，陰の部分だと思う。一人一人が考えて行動するからこそ，このようにいろいろな考えが出てきてしまって，懲戒制度に対しても特殊な考え方を持つ方が出てくるのではないか。

消費者相談窓口でも，弁護士がすごく高圧的で納得いかないというような相談が増えてきている。昔であれば身分的な考え方をもって，弁護士だから尊敬しなければならないというふうに思っていた人たちが，一人一人自覚を持ってしまったがために，対等に考えたときに，高圧的に感じてしまうということがある。今後どうしても懲戒処分を求める市民の方が増えていくと思うので，それに対応できる制度設計が必要ではないか。

2. 今後の対応策について

長友：明らかに濫用的な懲戒請求の場合には，手続に差異を設けるという対応については，どのように基準を設けるのかという問題がある。2017年の全国で約13万件という数はちょっと異常だとしても，必ずしも件数だけでは論じられないのではないか。慎重の上にも慎重な判断と国民に分かりやすい物差しが必要である。

岡田：対応策として，懲戒請求者に郵便切手代等の実費を納付させるという案に対しては，「何人も」懲戒請求できるという法の趣旨に反するとの意見があるとのことであるが，法律が制定された当時は，今のようなインターネットを通じた制度の濫用ということは想定していなかったのではないか。何回も同じ案件で請求してくるような事案については，手数料は負担してもらってもよいのではないかと思う。1回目は負担しなくてもよいが，何回目以降は負担を求めるという方法もある。

市民感覚でということであれば，弁護士会から懲戒請求者に通知を送るための切手代として800円から1000円くらいの負担なら許容できるのではないか。

逢見：私も何回も郵送で通知する必要はないのではないかと感じる。

大量懲戒請求については，1回目から配達証明ではなくて，一般書留などのより費用の安い手段で通知して，同じ懲戒請求が複数回出た場合は，例えば掲示板に張っておくというぐらいで対応できるようにしてはどうか。

津山：費用負担を求めるのであれば，やはり内容で区別するのではなく，一律に行うべきである。ただ，1回結論が出たものに対しては受け付けないとすると，結局内容で区別することになってしまうと思う。

江川：刑事事件の告訴では費用は取らないというけれども，民事裁判を起こすときには印紙代が必要と

なる。少し性質は違うかもしれないが，情報公開請求をするにも印紙を貼る必要がある。弁護士の懲戒請求においても，何千円とか何万円も費用を取るのであれば問題であるが，何百円の範囲内で郵便代として，あるいは事務手数料として負担を求めるというのであれば，一般の人は納得すると思う。

費用負担については，例えば拘置所から懲戒請求をしたいときにはどうするのかという意見があるとの説明があったが，例えば原則費用負担を求めるけれども，一定の場合には例外を認めるというふうにすればよいのではないか。他士業は費用を取っていないという説明もあったが，他士業は監督官庁があるという点で弁護士会とは異なっている。

なるべく懲戒請求の内容で区別するのではなくて形式的にということになると，ともかく最初に懲戒請求するときには一律に切手代を負担してもらう。それから，例えば同じ案件で何度も懲戒請求してきているものは，一事不再理でもう受け付けませんと。そうした外形的に，一律に適用できる基準を出して，それでできるだけ処理していくというのがよいのではないか。そうした処理は，一般の人も理解すると思うし，制度をしっかり維持するためにこそ必要なのだということを，広く知らせていけばよいのではないかなと思う。

田中：大量懲戒請求の類型の説明があったが，大量の人が懲戒請求をする話と，一人の人が繰り返し懲戒請求をしてくるような実質的に一対一のクレーマーの話とは，全く違う話だと思う。

クレーマーの話はどんな企業も抱えている。そこで問題なら一対一で裁判をするということになる。だからこれを防ごうという話は結構難しいというふうに思う。一方で，大量に扇動しての懲戒請求などということに対しては，事務的に一括で処理するとか，公示をするなど対応策があるので，その辺は一緒に考えない方がよいと思う。

また，懲戒請求した人は当事者ではなく，当事者はあくまでも弁護士会と対象弁護士であるとの説明があったが，企業に対するクレームだと，クレームをする人と企業とは当事者同士であるので，やや特異に思える。懲戒請求者は当事者ではないということは，行政であればパブリックコメントであって，そうであれば何の責任もないパブリックコメントに対しては，個別に通知を返すのではなく公示すれば十分なのではないか。

山本：懲戒制度の目的や仕組みを広く知らせることにも限界があるので，少なくとも懲戒請求をしようとする人に，申出の前に見てもらえるように，例えば弁護士会のホームページや書式の中などに分かりやすくそれを書いておくべきである。それを読んだ上でも懲戒請求をするのかどうか。懲戒請求をするからには責任があるということを知ってもらうということが大事である。

また，懲戒請求する人に金銭的な負担を求めるということも，裏を返せば責任を持ってもらうということだと思う。市民社会というのは，市民一人一人に責任を持ってもらうということなので，弁護士だけがしっかりしていればよいという考えではなく，市民の方にも責任を持ってもらうという意味では，負担をしてもらうのは当然であろうと思う。

性別にかかわりなく，個性と能力を発揮できる弁護士会を

第28回 「理事者と会員との男女共同参画に関する懇談会」のレポート

男女共同参画推進本部委員 坂本 慎之介（68期）

1 はじめに

本年度は，性別を問わず男女共同参画について意見を交換する趣旨から，昨年度までとは異なり，女性会員のみならず男性会員も参加者に含め，「理事者と会員との懇談会」が，7月30日（月）13時から15時まで開催されました。

当日は，理事者7名全員と当本部以外の参加者51名（うち男性会員は，その約45%にあたる23名）を含む計80名の参加者が，7班に分かれて，「第二次男女共同参画基本計画」の重点目標のうち主として4つのテーマに沿って議論を行いました。

2 テーマ①：政策決定過程への会員の参加推進（今回は，主にスカイプ等インターネット電話会議システム利用による委員会参加について）

機密性の高い情報を扱う委員会を対象から除く（情報保護の観点），会務の履行状況の評価に際して出席回数のカウントを少なくする・回数制限を設ける（会館での出席者との公平の観点）など，一定の条件・ルールを付すべきという意見も多くありましたが，スカイプ等の導入自体には積極的な意見が多数を占めました。

3 テーマ②：各会員の性別を問わないワーク・ライフ・バランスの実現

まず，育休期間中の会費・会務活動免除等の既存制度を認知していなかったという声が多数あり，倫理研修資料・メールマガジン等，現に必要としている会員のみならず広く多くの会員が目を通す媒体の中で情報発信することや，HPの改善などの様々な提案がなされました。

加えて，上記の会費等免除については，その対象期間を保育園入園まで／小・中学校卒業までとするなど，現在の制度を拡充すべきという声もありました。

4 テーマ③：性別を理由とする差別的取扱いやセクハラに対して弁護士会に求められる対応

弁護士会の相談窓口については，加害者側に相談の情報が知れ渡ってしまうことを懸念する声が多数ありました。秘密厳守や報復防止には十分に配慮がなされた制度ですが，運営面でも重ねて細心の注意が必要であると感じました。

また，まずは加害者本人の意識改革が必要であるという観点から，加害者に一定のペナルティ（懲戒も含む）を与える，差別的取扱いに当たりうる事例について周知するなどといった提案もありました。

5 テーマ④：会員同士のネットワーク作り等による会員の業務サポート

まず，テーマ②と同様，女性会員向けメーリングリスト，女性会員室等の既存制度の周知が不十分であるという声が多く聞かれました。

加えて，メーリングリストについては，受信者側の顔が見えないだけに投稿が躊躇されるという声や，男性／女性という区分けではなく，男女を問わずテーマ（例：「子育て」「インハウス」）に応じてリストを創設するのが効果的ではないかという声もありました。

6 おわりに

男性会員も含めた形で初めて執り行われた今回の懇談会では，上記①～④も含めた多くのテーマにつき，多くの参加者により積極的な意見交換がなされました。

既存制度をより生かすための方策（周知徹底など）や，新しく導入する方策のメリット・デメリットなどのご意見は勿論のこと，時代に応じたテーマ（介護，マイノリティなど）についてのご意見もいただきましたので，これらの貴重なご意見は，当本部としての検討の参考とさせていただきます。

男女共同参画というテーマは，男女の人権がともに尊重されることを目的とし，男女が互いに理解し合おうとすることによって実現がされるものであり，今回のように，性別を問わず多角的な視点から様々な課題が提起される会は非常に有意義と考えます。来年度以降も，より多くの会員の皆様のご参加をお待ちしております。

近時の労働判例 ～労働法制特別委員会若手会員から～

第67回 最高裁第二小法廷平成30年6月1日判決最高裁
（長澤運輸事件／裁判所ウェブサイト最高裁判所判例集）

定年後再雇用の有期契約労働者と正社員との間の賃金格差の不合理性

労働法制特別委員会委員　野田 広大（67期）

1　事案の概要

Xら3名は，従業員数66名の運送会社Yのドライバーとして，定年（60歳）まで勤務した後，期間1年の有期労働契約を締結し，従前と同様の業務に従事しているのに賃金が減額されたことについて（以下，定年前の無期契約労働者を「正社員」，再雇用の有期契約労働者を「嘱託社員」という），正社員との間に不合理な相違があるとして，主位的に，正社員と同じ条件の労働契約上の地位にあることの確認及び未払い賃金の支払いを求め，予備的に，同額の不法行為に基づく損害賠償を求めた事案である。

なお，本件は，正社員と嘱託社員との間で，職務内容や，職務内容及び配置の変更の範囲（以下，本稿では2つの要素を併せて「職務内容等」という）について相違がなかったが，Xらの年収は，約76～80%に減少した。

2　賃金の相違

(1)　基本給相当部分

正社員は，固定的な賃金として，89,100～121,100円の在籍給，200～6,000円の年齢給，76,952～82,952円の職務給を受け，歩合給として稼働額の3.1～4.6%を受け取っていた。

一方，嘱託社員の基本給相当部分は，基本賃金として125,000円，歩合給として稼働額の7～12%であった。

(2)　その他手当等

正社員は，精勤手当（5千円），住宅手当（1万円），家族手当（配偶者5千円，子1人当たり5千円（2人まで）），役付手当（組長1,500円，班長3,000円），賞与（年間5か月分）が支給されていたが，嘱託社員には，これらの手当等は支給されていなかった。

また，嘱託社員の超勤手当（時間外労働等の割増賃金）の算定の基礎となる賃金に，これらの支給されていない手当は含まれていない。

一方，嘱託社員には，老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始まで調整給月2万円が支給されていた。

3　争点

(1)　労働契約法20条（「職務内容等」及び「その他の事情」の考慮と，雇用期間の定めによる不合理な賃金差別の禁止）違反の有無

(2)　同条違反の効果

(3)　不法行為の成否及び損害額

4　下級審の概要

(1)　一審（東京地判平成28年5月13日労判1135号11頁）

職務内容等が同じ場合，重要な労働条件である賃金の違いは，特段の事情がない限り不合理と評価されるとし，定年後の再雇用や団体交渉の経緯等を特段の事情とは認めず，嘱託職員の就業規則を労働契約法20条に違反する無効なものとした上で，正社員の就業規則の合理的解釈により，正社員と同一の地位の確認及び未払い賃金の請求を認容した。

(2)　原審（東京高判平成28年11月2日労判1144号16頁）

Y社の属する規模の企業において，定年後再雇用者の賃金を引き下げることは広く行われているところ，Y社の賃金総額の減額率は，その他の会社の平均をかなり下回ること，正社員との賃金の差を縮める努力をしたこと等から，すべての賃金項目について労働契約法20条違反を否定した。

5　本判決について

(1)　労働契約法20条違反の有無

同条の趣旨が，職務内容等やその他の事情に応じ

た均衡待遇を求めるものであることを示した上で，同条の判断枠組みについて，一般論として，①「期間の定めがあることにより」とは労働条件の相違が期間の定めの有無に関連して生じたものであることをいうこと，②「その他の事情」の内容は職務内容等に関連する事情に限定されず，定年後再雇用という事実も考慮要素となること，③不合理性（合理性を欠くだけでは足りず，不合理であると評価しうることが必要）の判断は，賃金の総額を比較するだけでなく賃金項目の趣旨を個別に考慮すべきとした。

個別の項目のうち，精勤手当の不支給及び精勤手当を考慮しない超勤手当の算定は定年後再雇用との関連性が乏しく不合理とした。

一方，嘱託社員の基本給相当部分（基本賃金，歩合給）は，正社員と比較して2～12%減額しているものの，基本賃金及び歩合率が高く設定されていること，団体交渉を通じて条件が改善され月額2万円の調整給が支給されていること等から不合理性を認めず，家族手当・住宅手当については，正社員には幅広い世代の労働者がいることから，役付手当については，役付者に支払われるもので年功給的な性格のものではないことから，賞与については，嘱託社員が定年時に退職金を受け取ったこと，老齢厚生年金の支給を受けることができること，年収が退職前の約79%であり，労務の成果が賃金に反映されやすい制度がとられていること等から，それぞれ不合理性を認めなかった。

(2) 労働契約法20条違反の効力

同条に違反する労働条件は私法上無効であるが，有期契約労働者の条件を比較対象となった無期契約労働者のものと同一にする効力（補充効）はないとの一般論を示した。また，就業規則等が正社員と嘱託社員で別に定められていることから，Y社の就業規則等の合理的解釈により，Xらについて正社員の就業規則を適用することはできないと判断した。

(3) 不法行為の成否及び損害額

労働契約法20条違反の私法的効力により，精勤手当を支給せず，超勤手当の計算の基礎に精勤手当を算入しなかったことについて，不法行為が成立することを認め，精勤手当については，同手当の額を損害額として認容し，超勤手当については，損害額算定のため差し戻した。

6 本判決の検討

(1) 本判決の射程について

本判決では，労働契約法20条の要件や効果について，一般的な解釈を示しており，本判決と同日に同小法廷から出されたハマキョウレックス事件（職務内容等が異なる有期雇用ドライバーの事案）判決でも，同様の判断が示されていることから，同条の一般的な解釈や，判断枠組みについては判例が固まったものと考えられる。各賃金項目の格差の不合理性の有無に関する判断手法については，後述の改正法に向けたガイドライン案が既に出されているが，賞与については本判決とやや異なるものとなっており，その他についても，その理由の合理性を，具体的事案に即して慎重に検討することを求めている。

(2) 働き方改革関連法案について

働き方改革関連法が本判決後の6月29日に成立し，労働契約法20条はパートタイム労働法の不合理差別禁止規定と合体される形で削除され，新法では，各賃金項目の「均等・均衡」原則が明記された。

改正法の施行（2020年4月，中小企業は2021年4月）後においては一層，定年後再雇用という事実だけで賃金の減額が認められるわけではなく，また，改正法では，職務内容等が同一で通常の労働者と同視される場合は，差別的取り扱いが禁止される。使用者は，再雇用者の，職務内容等の違いと賃金総額の比較，各賃金項目の趣旨を整理し，労使合意を得るための誠実な交渉が必要となるように思われる。

刑弁でGO! 第81回

トピック

2018年6月に施行された協議・合意制度と刑事免責制度について

刑事弁護委員会委員　田中　翔（69期）

1　2018年6月施行改正刑訴法の概要

2016年5月24日，刑事訴訟法等の一部を改正する法律が成立し，段階的に施行されている。本年6月1日には，①被疑者国選対象事件の拡大，②協議・合意制度，③刑事免責制度，④ビデオリンク方式による証人尋問の拡充の各制度が新たに施行された。本稿では，このうち，協議・合意制度及び刑事免責制度について説明する。なお，日弁連総合研修サイト（eラーニング）で，「2016年改正刑事訴訟法－捜査・訴追協力型協議・合意制度と刑事免責制度の施行を控えて－」が公開されているので，そちらも是非受講されたい。

2　協議・合意制度

(1)　制度の概要

協議・合意制度は，特定犯罪の他人の犯罪事実について，被疑者・被告人が真実の供述をするなどの協力と引き換えに，検察官が処分・訴追などでの減免をする内容の協議を行い，両者で合意をするものである。合意が成立した場合は，協力者である被疑者・被告人は協力行為をする義務を負い，検察官は減免行為をする義務を負う。

(2)　対象犯罪

対象犯罪は，経済犯罪，薬物・銃器犯罪などの特定犯罪に限定されている（刑訴法350条の2第2項各号）。協力者の事件と標的者の事件の双方が特定犯罪であることが必要とされている。

なお，裁判員裁判対象事件に当たる犯罪は除外されることになっているため，覚せい剤の密輸などは協議・合意制度の対象外となっている。

(3)　協議について

協議の主体は，検察官と被疑者・被告人及び弁護人である（刑訴法350条の4本文）。協議には，必ず弁護人が関与しなければならない。弁護人・検察官のいずれからでも協議を申し入れることができる。協議において供述を求められることがありうるが，そこでの供述を求める行為は，取調べとは別の，協議の一部として位置づけられている。

最高検の依命通達（平成30年3月19日最高検第13号「証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度の運用等について（依命通達）」）では，処分の軽減等の見込みの説明は「供述を十分に聴取した後とすべき」とされている。検察官は，減免内容の提示より先に協力者の供述を求めてくると考えられる。

合意が成立しなかった場合には協議における供述自体を証拠とすることはできない（刑訴法350条の5第2項）。しかし，その供述からの派生証拠の使用は禁止されていない。また，協力者本人の訴追に影響するおそれなどもある。後述するとおり，合意が成立しても，合意が履行されないリスクもある。弁護人としては，これらのリスクを十分に考慮した上で，協議に応じるべきか，協議においてどの程度の供述をすべきかを慎重に判断することが求められる。

(4) 合意について

合意の主体は被疑者・被告人及び検察官である。合意の内容として，被疑者・被告人が，捜査機関の取調べや他人（標的者）の刑事事件の証人尋問で「真実の供述」をすることや，捜査機関の証拠収集に協力をすること（刑訴法350条の2第1項1号），それと引き換えに，検察官が，不起訴処分や公訴の取消，特定の訴因による公訴の提起・維持，訴因の撤回・変更請求，通常より軽い求刑，即決裁判手続の申立て，略式命令請求といった減免行為をすることを合意することができる（刑訴法350条の2第1項2号）。合意が成立した場合は，合意内容を明らかにする書面（合意内容書面）が作成される。弁護人は合意の主体ではないが，合意内容書面への連署が求められる（刑訴法350条の3第1項）。

合意は裁判所を拘束しない。裁判所が訴因変更を許可せず，また，合意による求刑意見よりも重い量刑をすることも許される（刑訴法350条の10第1項2号イ，ロ等）。また，合意により不起訴処分とされたとしても，検察審査会が起訴相当の議決をすることも妨げられない。その場合は合意が失効する（刑訴法350条の11）。

合意の一方当事者が合意に違反した場合，相手方は，合意から離脱できる。なお，被疑者・被告人が合意に違反して虚偽の供述等をした場合には，虚偽供述罪（刑訴法350条の15第1項）や偽証罪に問われるおそれもある。弁護人は，こうした罰則を受ける可能性があることを十分に説明する必要がある。

(5) 標的者の弁護人となった場合

協議・合意制度は，供述と引き換えに減免の恩典を得るものであるから，虚偽供述のおそれが常に存在する。標的者の弁護人は，協力者証人の供述の信用性を慎重に検討することが求められる。そのために，協力者の取調べの全過程の可視化を申し入れることが考えられる。また，合意内容書面や協議の概要を記録した書面をはじめ協議のプロセスと結果に関する証拠の開示請求を徹底して行うことが求められる。

3 刑事免責制度

証人の証言及びその派生証拠を証人自身の刑事裁判の証拠として使えなくする代わりに，自己負罪拒否特権を失わせて証言を義務づける制度である。協議・合意制度と異なり，対象事件の制限はない。刑事免責が適用される場合，①尋問での供述及びその派生証拠は証人の刑事事件では不利益な証拠とできないこと，②証言拒絶ができないことを条件とした証人尋問を行う旨の決定がされる（刑訴法157条の2第2項）。

この制度により，これまで自己負罪拒否特権によって証言を拒絶していた証人（主に共犯者が想定される）が，証言を義務づけられる。刑事免責制度固有の問題ではないが，共犯者には自己の責任を軽減するために虚偽の供述をする動機がある。検察官が，刑事免責の適用とともに検察官の期待する証言内容を示唆することにより，虚偽供述の可能性が高まることも想定される。弁護人としてもその点に留意した反対尋問対応等が必要となる。

また，第1回公判期日前の証人尋問での適用を排除する明文の規定はなく，共犯事件において捜査段階での黙秘権を実質的に奪う目的で利用されるおそれも否定できない。今後の運用に注意が必要である。

2018年6月，東京地裁での覚せい剤密輸の事案で刑事免責が初めて適用されたが，刑事免責を受けた証人の証言の信用性は判決で否定された。今後，刑事免責制度がどのように運用されていくかが注目される。

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70　湯島：1971－93　和光：1994－

23期（1969/昭和44年）

修習時代，法曹三者の各責任感の涵養が大事

会員　芝田 稔秋（23期）

私の研修所は千代田区紀尾井町であった。昭和46年3月，「23期司法修習生の任官拒否」とか「阪口徳雄修習生の罷免」などという異常な事態があったことは触れないわけにはいかない。それに阪口修習生は私と同じ「6組」だったからである。彼は現在関西で大活躍している（大阪弁護士会所属）。

この当時，時代に熱気があり，気骨のある人が多かった。いろいろな仕事を経験してきた人が多く，知らない世界の話を聞くのが面白かった。あの修習生卒業から47年も経ったと思うと感慨深い。その友人たちの多くが，今では弁護士を退職したり，亡くなったりして寂しい。

私の配属先は「横浜地裁」であった。

横浜修習での民裁・刑裁・検察の法廷の研修では，修習生が二人ずつ臨む体制であった。担当教官から，今の法廷での問題点は何かを訊かれるのが常であり，ぼんやりと“見物”してはいられなかった。法廷に臨んでは，双方の弁護士の証言の引出し方や証人の証言の巧拙，相手の弁護士の反対尋問の仕方など，弁護士に巧拙があり，自分は将来，どうできるかと考えると，他人ごとではなかった。

全員合同の修習としては，死体解剖見学，海上保安庁の巡視船乗船，パトロールカー試乗，横須賀港停泊中のアメリカ海軍の艦船の乗船などが楽しい思い出として残っている。特にアメリカ軍の艦船の大きかったことに驚いた。また将校室で艦内の説明を受けたが，説明より印象に残っているのは将校室の前に置かれた，魔法ビンのような容器に入れた熱いコーヒーだ。紙コップと砂糖の缶も置いてあり，自由に飲めるようになっていた。みんな喜んで飲んだ。苦みが無くて，サラッとした薄いアメリカンコーヒーで香りが良くて，とても旨かった。未だにこれに勝るコーヒーを飲んだことがない。

私は，修習のコースにはなかった勉強も教官の許しを得て，個人的にさせてもらったことがある。海洋や船に興味があったため，通常の修習の合間に，海難事故を扱う担当課に出向いて記録を読ませていただいたものである。海図など，普通の事件では見えないものが見えて貴重な体験であった。

そのおかげで，今は亡き海事専門の山下豊二弁護士（東弁所属）の事務所に入所することができたし，海事保佐人の登録もでき，海難事件を取り扱ったという幸運もある。

私はこの配属先の修習における具体的な生の事件を通じて，法曹三者の責任の重大さをつくづく感じた記憶がある。

たとえば検察修習の例でいえば，起訴状の起案にあたり，この事案で果たして起訴できるか，起訴すれば彼の人生が大きく変わり，社会復帰は容易でなくなるが，それでもよいかとか，また不起訴にすべきか，不起訴にするには犯行が悪質ではないか，被害は軽微といえるか，社会がそれを許すか，被害者への償いは済んでいるかなど，起訴・不起訴の決断に迫られる。その“決断”が怖い。検察官としての重大な“悩み”，つまり“責任”を感じた。検察官の起訴便宜制度のもとでの公訴権の行使の適切性が如何に重要であるかを学んだ。

こうして修習生は，生の事件を通じて法曹三者のそれぞれの立場の責任をしっかりと学び取ること，責任感の涵養が極めて大事であり，そこから各法曹三者の具体的な職務のあり方を学ぶことになると思う。

70 期リレーエッセイ

ナポレオンのデスマスク

会員　舩嶋 貴史

1　デスマスクとの出会い

弁護士登録から半年以上が過ぎ，これまでの生活とは大きく変わった。今まで自分とは関わることのなかった方々とお会いすることや，突然のトラブルに四苦八苦しながら対処しなければならない日々を送っている。また，もともと私はスポーツライターになりたいという漠然とした夢があったが，今回ご縁があって『LIBRA』に寄稿することにもなり，ある意味一つの夢を叶えることができた。司法修習生の頃の生活とは大違いである。

弁護士登録から毎日が刺激的であるが，私生活でも最近衝撃を受けたことがある。ナポレオンのデスマスクを見たことである。国立新美術館で催されていた『ルーヴル美術館展』で展示されていたそれは，ナポレオンが歴史上の架空の人物ではなく本当に存在していたことを私に見せつけるかのようであった。

2　デスマスク作成の経緯

ナポレオンについては改めて説明する必要はないと思われるが，下級貴族出身であったにもかかわらず類稀なる軍事的センスを持っていたため数多の武勲を挙げ，フランス革命後に皇帝となり，フランス民法典を編纂させ，最後は流刑先のセントヘレナ島でその生涯を終えた人物である。

ナポレオンは，1821年5月5日にその生涯を終えると，主治医であったバートンが石膏でデスマスクを作成した。しかし，同じ主治医であったフランチェスコ・アントンマルキがデスマスクの顔の部分だけを持ち去ってしまった。その12年後，アントンマルキがデスマスクの複製を作成し，販売を始めた。この購入者の1人にオルレアン家出身の国王ルイ＝フィリップがいる。彼はナポレオン支持派の知識人や一般民衆から支持を得るために購入したのだという。このルイ＝フィリップが購入したデスマスクが今回展示されていた（「ルーヴル美術館展 肖像芸術―人は人をどう表現してきたか」公式ウェブサイトより（http://www.ntv.co.jp/louvre2018/gallery/chapter02/））。

3　偶然を大事に

私はもともとナポレオンのデスマスクを見るために『ルーヴル美術館展』に赴いたわけではなく，デスマスクとの出会いは本当に偶然であった。絵画「アルコレ橋のボナパルト」等見たことある作品が多く展示されている中，それはナポレオンコーナーの締めを飾る展示品として展示されていた。デスマスクで分かるナポレオンの顔は絵画や彫刻で知るナポレオンの顔とかなり似ており，そのことが私にとって200年前にナポレオンが本当に実在していたことを強く感じさせるものだった。もしデスマスク目当てで見に行っていたらここまでの印象は受けなかったのかもしれない。

今回ナポレオンのデスマスクに出会い，ふと偶然というものを考えた。前述のように私はスポーツライターになりたいという漠然とした夢があったが，あるきっかけにより弁護士を目指すようになった。そんな偶然のきっかけにより私の人生は大きく変わった。高校生の頃はまさか自分が弁護士になっているとは全く想像もしていなかった。しかし，10年前には想像もできなかった自分がここにいるのだから，この先起こる偶然の出会いや出来事によって10年後もきっと私が想像できない自分がいるかと思うと，これからの10年間とても楽しみに思う。

お薦めの一冊

『寂しい生活』

稲垣えみ子 著　東洋経済新報社　1,400 円（本体）

「便利に人生を盗まれていた」生活を省みる

会員　長野　聡
（弁護士法第5条研修）

朝日新聞編集委員だったアフロヘア―の筆者が，自主退職され，福島第一原発事故をきっかけに電気をほぼ使わない（多分，携帯充電，パソコン，電球のみ）生活をつきつめて，家事を楽しみ，「便利に人生を盗まれていた」生活を自分の手に取り戻されていく過程が，ユーモアたっぷりに書かれている。笑って泣いて考えさせられる本である。冷蔵庫，洗濯機，温水器なくてどうして暮らすか，読めば納得して，自らの暮らしを必ず省みることになる。

小生も32年の会社勤務から弁護士になって3か月，人口が減る社会での病理に関わることが多い。明治以来150年かかって3.5倍になった人口が同角度で急減していく過程が始まっている。登記放棄土地・死亡届未済登記・野生動物の活発化，都心の介護施設不足，1人暮らし女性の急増，認知症増加と相続紛争増加，外国人就労とトラブル増加，一方で，内需型企業の低収益，後継者難，廃業・合併増加，独禁法適用問題，アジア進出，ロボットやIT化に伴う契約類型の変貌。日本の経済社会は，坂の上の雲を追うのは終わり，成熟国として自らの生き方をどうするのか喫緊の課題である。弁護士として個別問題の解決に努力するのは勿論だが，個人個人とその集合体である国民がどういう暮らしをしていきたいか哲学が必要だと深く思うようになって10年。哲学者の所説や仏教ほか宗教者の本を多く読み，過疎の山村にも出かけたが，人中に住む都会の生活者としての実感と結びつけるには想像力を要した。

そこでこの本に出会った。東京の市井の自らの生活，普通の人の生活，実際の生活に深い思いを持ち，かつ楽しんで，実際に実践しておられるのが著者である。冷蔵庫なく洗濯機なくどうして暮らすのか，街全体を生きる場として，自然の風を利用して干物，漬物，裁縫，湯たんぽ，銭湯など戦前の普通の人に通じるが，全く同じでない自分の暮らしを実践しておられる。不便に戻るというのではなく，何を楽しみとして生きるかという原点の一つの姿がここにある。こういう消費者が増えれば消費者主権はすぐに実現するであろう。エネルギー問題，食品添加物問題，医療費問題，介護問題などの解決は普通の人の生活の中にあることがよくわかる。

誰もが彼女のような生活を送れるわけではない，という批判はありうる。健康など身体条件，文章で食べていける才能，家族関係など人により異なる。この本は，そういう生活をしようと呼び掛けているわけではない，淡々と面白く語られる彼女の生活ぶり，生き方は，自らの生活がこのままでいいのか，企業や公共のサービスはこれでいいのか，各種経済，規制の施策はこれでいいのか，根源的な問いを投げかけ，あらゆる社会の問題がなぜ起こっているのかを深く考えるヒントが満載である。生活からの視点は，社会問題について重々無尽の蓮華蔵世界が花開いたように見通しがよくなる。そうしてあらためて哲学書や宗教書を読めば，そのことだったかと頓悟がある。50歳を超した会員の方々に強く推薦したい。　（平成30年5月27日記す）

楽しいお城の登りかた

会員　全　未来（68 期）

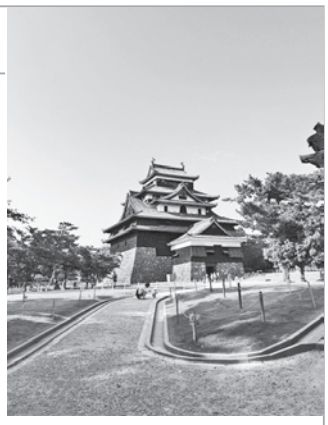

1　学生の頃からお城が好きで日本各地のお城巡りをしており，先日も，鳥取県にある大山に登った後，３度目となる松江城を訪れました。

さて，お城をどのように楽しむか，ですが，私の場合，主に①石垣，②櫓，そして，③石落（いしおとし）の三か所で妄想をしながら登城します。

2（**1**）まず，石垣については，石垣が積まれた当時に想いを巡らせます。

重機もない時代に人の力で一つずつ運び，積み上げ，広大な石垣を作り上げたという事実に，当時の苦労を偲び，当時のままの石垣から，技術の高さを知り，胸がジーンとなります。

また，石垣では，石の加工方法や積み方を見ることも楽しみの一つです。特に，写真の松江城は，天空の城で有名な竹田城の築城にも携わったとされる石垣職人集団の“穴太衆”による石垣であり，それだけでもわくわくしてしまいますが，加工せず自然のままの石を積み上げる“野面積み”と平面を加工し接地面を増やした石を積む“打ち込みハギ”とを同時に見ることができる上，天守の石垣に石を割るための“矢穴”の跡を確認でき，「本当に人力で作っているのか！」と実感できるのでおすすめです。

石垣は，基本的に時代が下るにつれ隙間なく積まれるようになりますが，中には時代に逆行して，あえて自然石を使って石垣を築いた大名（細川忠興）もおり，他の藩が野面積みを真似しに偵察に行った，といった逸話が残っているのも魅力です。

（**2**）次に，櫓では，お城を攻める雑兵になって天守へ向かうと非常に楽しむことができます。

とりわけ，櫓で囲われた枡形（四角）の空間を作り，二箇所に門を設ける“枡形門”は，お気に入りスポットです。枡形門は，一つ目の門を突破した後二つ目の門を突破するまでの間に角度を変えなければならないように設計されているため，折れ曲がる角でもたついたり，次の門を突破しようとしている間に，四方から鉄砲や矢の雨が降り，敵を一網打尽にできるようになっています。そこで自分や自分の妄想した仲間たちが（脳内で）倒れていく。こんな妄想しながら登っていると，一人でも感情が高ぶってきます。近隣ですと，桜田門をはじめ江戸城の門で，妄想殲滅体験が可能です。

（**3**）ここでようやく天守に登り，“石落”での楽しみ方をご紹介します。

石落は，床よりも外側へ30cmほど突出させた部分に，蓋つきの穴を設け，室内から真下の敵を攻撃するための設備です。天守には攻められやすい四隅によく設けられています。

攻撃方法は，名前のとおり，少なくとも石を落としていたことが窺われます（火縄銃で攻撃することも考えられますが，真下を狙うと火薬皿から火薬がこぼれてしまうため，難しいと思われます）。さて，それ以外は何で攻撃していたのか。ここが妄想ポイントですが，ここでは，おかゆを柄杓ですくっては掛け，すくっては掛け，というおかゆ係を担当する，という設定で盛り上がります（“おかゆ係”は個人的につけた名称にすぎない）。おかゆは粘度が高く高温を維持しやすいため，壁を登る敵を倒すのに効果的である，と，どこかのお城で聞いてからは，私の中でおかゆ係の妄想は鉄板になっています。

3　もし，石垣に興味を持たれたなら，石を割るのを途中で諦めた矢穴の残る萩城や武者返しが痺れる熊本城へ，櫓が気になったら，丸や三角の鉄砲や矢を放つために設けられた“狭間”を確認できる姫路城へ，足を運び，ぜひ，架空の戦友とともに登城してみてください。

東弁・二弁合同図書館 新着図書案内　2018年7月19日～8月15日・106点

法律学・法哲学

『嘘の効用 新装版』末弘厳太郎／日本評論社
『法教育教材わたしたちの社会と法』関東弁護士会連合会／商事法務
『現代法律実務の諸問題 平成29年度研修版』日本弁護士連合会／第一法規
『法の支配のヒストリー』戒能通弘／ナカニシヤ出版
『平等主義基本論文集』広瀬巌／勁草書房
『境界線上の法／主体 屈託のある正義へ』江口厚仁／ナカニシヤ出版

外国法

『プロボノ活動の原則と実務 公共奉仕と専門職』Rhode, Deborah L.／早稲田大学比較法研究所

憲法

『ヘイト・クライムと植民地主義 反差別と自己決定権のために』木村朗／三一書房

選挙法

『選挙ガバナンスの実態 日本編「公正・公平」を目指す制度運用とその課題』大西裕／ミネルヴァ書房

税法

『改正税法のすべて 平成30年版』寺崎寛之／大蔵財務協会
『契約書作成に役立つ税務知識Q&A 第2版』森濱田松本法律事務所／中央経済社
『税務コンプライアンスのための企業法務戦略』第一東京弁護士会総合法律研究所／民事法研究会
『Q&A空き家をめぐる税務 空き家譲渡の3,000万円控除の特例を中心に』塩野入文雄／新日本法規出版
『債務超過会社における組織再編・資本等取引の会計・税務Q&A』佐藤信祐／中央経済社
『試験研究費の法人税務 7訂版』成松洋一／大蔵財務協会
『税制改正の解説 平成30年度』第一法規
『目的別 生前贈与のポイントと活用事例』飯塚美幸／新日本法規出版
『税務署もうなずく相続税の税務調査対応テクニック』税理士法人チェスター／中央経済社

地方自治法

『都道府県出先機関の実証研究 自治体間連携と都道府県機能の分析』水谷利亮／法律文化社

民法

『法学講義民法総則 第3版』奥田昌道／勁草書房
『土地所有権の空洞化 東アジアからの人口論的展望』飯國芳明／ナカニシヤ出版
『債権総論 第5版』潮見佳男／信山社出版
『ケーススタディで学ぶ債権法改正』弁護士法人大江橋法律事務所／商事法務
『判決例・審判例にみる婚姻外関係保護基準の判断 不当解消・財産分与・死亡解消等』平田厚／新日本法規出版
『ヒアリングシートを活用した遺言書作成聴取事項のチェックポイント』伊東大祐／新日本法規出版
『詳解民事信託 実務家のための留意点とガイドライン』田中和明／日本加除出版
『マンション管理組合の総会運営の実務 民泊サービスなど最新の課題に対応するために』渡辺晋／大成出版社
『損害賠償における休業損害と逸失利益算定の手引き2018年版』斎藤博明／保険毎日新聞社
『裁判例にみる交通事故物的損害第3集』海道野守／保険毎日新聞社

商事法

『企業不祥事事典2 ケーススタディ2007-2017』日外アソシエーツ株式会社／日外アソシエーツ
『クレーム対応の「超」基本エッセンス』エスピーネットワーク／第一法規
『企業危機・不祥事対応の法務 第2版』森濱田松本法律事務所／商事法務
『株主代表訴訟の終了制度』顧丹丹／成文堂
『何が変わる？収益認識の実務 影響と対応』新日本有限責任監査法人／中央経済社

刑法

『大コンメンタール刑法 第3版第13巻 第246条～第264条』大塚仁／青林書院
『概説サイバー犯罪 法令解説と捜査・公判の実際』河村博／青林書院
『相模原事件が私たちに問うもの』太田順一郎／批評社
『共謀罪コンメンタール 組織犯罪処罰法6条の2の徹底解説と対応策』小池振一郎／現代人文社

司法制度・司法行政

『『検証・司法制度改革Ⅰ，Ⅱ』その後 自分史的記述を兼ねて』萩原金美／中央大学出版部
『なさねばならぬ 人権擁護と社会正義実現の回想』伊藤末治郎／ぎょうせい
『東京弁護士会夏期合同研究 2018（平成30）年度』東京弁護士会

訴訟手続法

『民事紛争解決の基本実務』木納敏和／日本評論社
『新・コンメンタール刑事訴訟法 第3版』後藤昭／日本評論社
『当番弁護士マニュアル本文編』東京三弁護士会刑事弁護センター／東京三弁護士会刑事弁護センター
『当番弁護士マニュアル書式・資料編』東京三弁護士会刑事弁護センター／東京三弁護士会刑事弁護センター
『先を見通す捜査弁護術』服部啓一郎／第一法規
『勾留準抗告に取り組む 99事例からみる傾向と対策』愛知県弁護士会／現代人文社

経済産業法

『システム開発紛争ハンドブック 新版 発注から運用までの実務対応』松島淳也／第一法規
『流通・取引慣行ガイドライン』佐久間正哉／商事法務
『景品表示法の法律相談 改訂版』加藤公司／青林書院

観光・交通法

『Q&A旅館ホテル業トラブル解決の手引 改訂版』雨宮真也／新日本法規出版
『よくわかる民泊事業Q&A 平成30年6月施行対応！』住宅宿泊事業法研究会／ぎょうせい
『鉄道トンネル火災事故の検証 避難行動の心理と誘導のあり方』吉田裕／ミネルヴァ書房

労働法

『労働契約解消の法律実務 第3版』石崎信憲／中央経済社
『職場のメンタルヘルス』診断と治療社

社会福祉法

『障害者総合支援法事業者ハンドブック 2018年版指定基準編』中央法規出版
『自殺対策の政治学』森山花鈴／晃洋書房
『ケアとしての就労支援』日本評論社
『子どもの虐待防止・法的実務マニュアル 第6版』日本弁護士連合会子どもの権利委員会／明石書店

国際法

『変貌する「難民」と崩壊する国際人道制度 21世紀における難民・強制移動研究の分析枠組み』小泉康一／ナカニシヤ出版
『世界の難民をたすける30の方法』滝澤三郎／合同出版
『「外国人の人権」の社会学 外国人へのまなざしと偽装査証，少年非行，LGBT，そしてヘイト』丹野清人／吉田書店
『産業構造の変化と外国人 労働者労働現場の実態と歴史的視点』津崎克彦／明石書店
『外国人技能実習生法的支援マニュアル 今後の外国人労働者受入れ制度と人権侵害の回復』外国人技能実習生問題弁護士連絡会／明石書店

医学書

『異常値の出るメカニズム 第7版 KAWAI's LABORATORY MEDICINE』山田俊幸／医学書院
『尿検査のみかた，考えかた』金子一成／中外医学社
『よくわかる輸血学 第3版 必ず知っておきたい輸血の基礎知識と検査・治療のポイント』

大久保光夫／羊土社
『救急診療指針 改訂第５版』日本救急医学会／へるす出版
『柔道整復学 改訂第６版』全国柔道整復学校協会／南江堂
『慢性疼痛治療ガイドライン』慢性疼痛治療ガイドライン作成ワーキンググループ／真興交易㈱医書出版部
『糖尿病治療ガイド2018-2019』日本糖尿病学会／文光堂
『消化管内視鏡診断テキスト 第４版2』藤城光弘／文光堂
『医学生・研修医のための神経内科学 改訂３版』神田隆／中外医学社
『てんかん診療ガイドライン2018』日本神経学会／医学書院
『知っておきたい改正道路交通法と認知症診療』川畑信也／中外医学社
『小児全身性エリテマトーデス（SLE）診療の手引き2018年版』厚生労働省／羊土社
『小児期シェーグレン症候群（SS）診療の手引き2018年版』厚生労働省／羊土社
『脳性麻痺をいかに予防するか？ 産科医療補償制度再発防止に関する報告書をもとに』東京医学社
『ジェネラリストのための耳鼻咽喉科疾患の診かた』藤原崇志／中外医学社
『胃がん 改訂３版』笹子三津留／医薬ジャーナル社
『不整脈デバイス治療バイブル 適応・治療・管理まですべてマスター』国立循環器病研究センター／南江堂
『皮膚科レジデントマニュアル』鶴田大輔／医学書院
『皮膚外科基本テキスト』出光俊郎／文光堂
『若年性皮膚筋炎（JDM）診療の手引き2018年版』厚生労働省／羊土社
『脊椎手術と合併症 回避の技とトラブルシューティング』西良浩一／メジカルビュー社
『臨床・病理乳癌取扱い規約 第18版』日本乳癌学会／金原出版
『脳・脊髄外傷の治療 外傷診療を再発見しよう』菊田健一郎／メジカルビュー社
『緑内障』大鹿哲郎／中山書店
『乳癌診療ガイドライン 第４版2018年版１治療編』日本乳癌学会／金原出版
『乳癌診療ガイドライン 第４版2018年版２疫学・診断編』日本乳癌学会／金原出版
『子どもの症状別診断へのアプローチ』東京都立小児総合医療センター／医学書院
『なぜ子どもは自殺するのか その実態とエビデンスに基づく予防戦略』伝田健三／新興医学出版社
『整形外科 用語のいざない』国分正一／金原出版
『神経内科ゴールデンハンドブック 改訂第２版増補』鈴木則宏／南江堂
『骨折・脱臼 改訂４版』富士川恭輔／南山堂
『在宅医療バイブル 第２版 家庭医療学，老年医学，緩和医療学の３領域からアプローチする』川越正平／日本医事新報社
『オーラルバイオロジー 病態から学ぶ歯科基礎医学』Creanor, Stephen／南江堂
『伊藤病院 甲状腺疾患を極める』伊藤公一／新興医学出版社
『医学生・研修医のための画像診断リファレンス』山下康行／医学書院
『チーム医療のための造血細胞移植ガイドブック 移植チーム・造血細胞移植コーディネーター必携』日本造血細胞移植学会／医薬ジャーナル社
『感染症クリスタルエビデンス』岡秀昭／金芳堂
『標準頸動脈エコー テクニックと意義』松尾汎／日本医事新報社
『OSCE/Post-CC OSCEに役立つ医学生のための基本的臨床手技』山田高嗣／診断と治療社
『膵癌早期診断実践ガイド』花田敬士／文光堂
『基礎からわかる！カテーテルアブレーション』松尾征一郎／医歯薬出版
『CTGモニタリングテキスト 改訂版』日本母体胎児医学会／東京医学社

医学部入試の女性差別に抗議し，迅速適切な対応を求める会長声明

2018年8月6日付け学校法人東京医科大学（以下，「東京医大」という。）内部調査委員会の調査報告により，東京医大の入試において，遅くとも2006年度の入試から，女性受験生に不利な得点操作が行われていたことが明らかになった。

憲法第14条が保障する性差別の禁止，男女平等原則は，我が国において，私人間においても尊重されるべき基本的な社会秩序（民法第90条）を構成している。そして，女性差別撤廃条約第10条（b）や教育基本法第4条第1項が性別による教育上の差別を禁じていること，大学は「公の性質」をもつ教育機関（教育基本法第6条）であって，私立であっても国から助成を受ける存在であること等に照らせば，東京医大が行った女性受験生を一律に不利に扱う得点操作は，大学の自治や私立学校の自主性を踏まえてもなお，性別のみを理由とした差別として許されるものではない。また，かかる得点操作は，性別を問わず，ひとしく教育を受ける権利（憲法第26条第1項参照）や職業選択の自由（憲法第22条第1項参照）を保障する憲法の趣旨にも反すると言わざるをえない。

上記報告によれば，東京医大関係者は，一律に女性を差別した理由について，「女性は年齢を重ねると医師としてのアクティビティが下がる」と説明したということである。しかし，東京医大が，医師の長時間労働を是正し，男女ともに働きやすい職場環境を整えるための施策や提案を行うのではなく，こうした働き方を前提に女性医師の数を抑制する方針をとったとすれば，それは我が国が目指す男女共同参画社会に逆行するものと言わざるをえない。さらには，文部科学省の公募する「平成25年度女性研究者研究活動支援事業（一般型）」の実施機関に東京医大が選ばれ，3年間で合計約8000万円の補助金を受けていたことにも矛盾する。

したがって，まず，東京医大は，得点操作が行われた結果不合格となった女性受験生を，改めて漏れなく調査し，当事者に対する謝罪や情報開示，再発防止といった適切な対応を迅速に講じるべきである。

また，文部科学省は，女性を差別する得点操作等が他大学の医学部入試でも行われていた可能性を否定できないことに照らし，速やかに国内の全大学医学部の入試実態の調査を実施し，その結果を適切な方法で公表するとともに，再発防止策を講じるべきである。同時に，大学入試のみならず，さまざまな局面で医療界における真の男女共同参画を実現するべく，医科系大学の理事会など組織の枢要部の女性割合を増加させるなどの取組みを検討すべきである。

2018年8月21日
東京弁護士会会長　安井 規雄

自治体による警察署に対する高齢者の個人情報提供に抗議する会長声明

1　東京都内の一部自治体において，高齢者の個人情報を警察署に提供する施策が実施されている。当該自治体によると，その目的は，高齢者が被害者になることが多い振り込め詐欺などの特殊詐欺の予防策として，警察官の戸別訪問によって，注意喚起をするなどの対策を講じるためであるとのことである。

しかし，個人情報は，プライバシー権として憲法第13条によって保障されている重要な権利であり，本人の承諾を得ることなく安易に情報提供をすることは許されない。

今回，東京都内の6つの区などにおいて行われている上記施策は，本人の同意を十分に得ることなく行われており，憲法の趣旨に照らして許されるものではないことから直ちに中止されるべきである。

2　実際，新宿区においては，本年10月1日から，区内に居住する65歳以上の高齢者について，住民基本台帳から個人情報である住所・氏名・フリガナ・生年を記載した名簿を作成して，区内の4つの警察署（新宿署，四谷署，牛込署，戸塚署）に提供することとしている。

これに対し，各警察署は，本件情報提供を受けて，警察官が戸別訪問をして，振り込め詐欺被害にあわないよう注意

喚起をしたり，留守番電話機能の設定をしたり，録音機の貸し出しをしたりするものとされている。

3　しかしながら，このような施策は，憲法上保護されるプライバシー権を侵害する情報提供であり決して許されるものではない。

今日の情報化社会において，プライバシー権は，単に「自己の私生活にかかわる情報をみだりに公開されない権利」に限定されるものではなく，広く「自己に関わる情報をコントロールする権利」として位置づけられるもので，個人の人格権の中核的内容をなすものとして憲法第13条において保障されていると解されている。

このように憲法の基本的人権の擁護の観点から，行政機関個人情報保護法第8条は，行政機関相互の個人情報の利用を原則として禁止し，さらには新宿区においても，個人情報保護条例第12条第2項第4号によって，区長は審議会の意見を聞き，「特に必要がある」場合を除いて原則として個人情報の提供を禁止しているのである。

今回，新宿区は本施策を実施するにあたり，上記条例に基づき，情報提供が「特に必要がある」との前提に立ち，提供前に個別にチラシをポスティングして区民の意思を確認する機会を作り，拒否の意思を表示した者とポスティングができなかった者を名簿から除外するという対応を採っている。

4　しかし，プライバシー権を保障する憲法の趣旨に照らせば，個人情報の提供は安易に行うことは許されず，仮に許容されるとしても，当該施策の目的の正当性，手段の相当性，ならびにその目的と手段との合理的関連性が認められることが必要である。

この点，たしかに特殊詐欺被害者の予防という目的は，特殊詐欺が，特に生活資金を奪われる多くの高齢者被害者を生み出す極めて悪質な犯罪であり，今日においてもその発生は後を絶たないことから，その根絶が求められるもので正当であるとしても，その手段は問題であると言わざるを得ない。

すなわち，新宿区が高齢者本人の意思確認に関して，チラシをポスティングする方法によることとし，告知を受けなかった者と積極的に拒否の意思を表示した者のみの個人情報を名簿から除外するという方式（オプトアウト方式）を採用するにとどまっているのは，プライバシー権尊重の趣旨に照らして，あまりにも不十分で不適切であると言わざるを得ない。むしろ，個人情報の提供は例外なのだから積極的に同意の意思を表示した者に限って名簿に登載することとすべきであり，これ以外の者については，すべて同意が得られないものとして名簿に登載しないこととすべきである（オプトイン方式）。

また，目的と手段の合理的関連性の面においても，普段高齢者と接することの多い民生委員や区の職員が担当する方が警察官より効果的である。

ところで今回の施策では，名簿は複写せず，一定期間経過後は区に返還するとされているが，各警察署において担当警察官がそれぞれ個別訪問するのであるから，複写しないで使用することは考えられない。また65歳以上の高齢者は当然毎年新たに発生する以上，名簿は頻繁に更新されることとなる。かかる事情を考慮すると，実際には，名簿の作成，意思確認，提供，複写，持ち出し，返還などが繰り返されることとなり，その過程で，外部流出を完全に防止することは極めて困難であると言わざるを得ない。

またこの名簿は，外部に流出するとそのまま特殊詐欺に用いられる危険性が極めて高いものであるところ，管理上の過ちから外部に名簿が流出すると，この施策が，かえって特殊詐欺を助長することにもなりかねない。

なお，本件情報提供と同種の制度を実施していた千葉県野田市は，2016年に市情報公開・個人情報保護審査会が，それまでの答申を覆して，「公益上の必要性よりも個人情報の保護が優先する」と判断し，従前の答申を「検討が足りなかった点を反省する」と付言する新たな答申を出し，情報提供を中止している。

5　上記のように，今回の新宿区等の個人情報の提供は，個人情報保護法や個人情報保護条例にも反するものであり到底許されるものではないと解されることから，直ちに情報提供を取りやめ，是正措置がとられるようにすべきである。

さらに，言うまでもないことであるが，情報主体である個人の意思を全く無視したかたちで情報提供を実施している自治体は，端的に憲法違反の行為を行っているものというべきであり，直ちに情報提供を中止し，提供した名簿を完全に回収すべきである。

2018年9月7日

東京弁護士会会長　安井 規雄